



あなたのまちの明日を考える

令和3年度決算

目で見る市町村財政



令和5年2月

宮城県総務部市町村課

【ホームページアドレス】<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/zaimubunseki.html>

※ホームページからもご覧いただけます。

東日本大震災の津波から避難者90人の命を守り抜いた中浜小学校。現在は震災遺構として当時のまま保存、公開されています。夏になると近辺にはヒマワリ畑が一面に咲き誇り、多くの人で賑わいます。(山元町)

第1部 市町村財政の推移と現状分析

- 第1章 普通会計 1
 - 1 決算規模・決算収支 1
 - 2 歳入 3
 - (1) 歳入構造 3
 - (2) 自主財源と依存財源 5
 - (3) 市町村税の収入実績 6
 - (4) 地方交付税の概要 8
 - 3 歳出 10
 - (1) 歳出構造 10
 - (2) 経費別決算額の推移 12
 - 4 財政構造 14
 - (1) 経常収支比率の状況 14
 - (2) 実質公債費比率の状況 15
 - (3) 将来負担比率の状況 15
 - (4) 財政力指数の状況 16
 - (5) 将来にわたる財政負担の推移 17
 - 5 年度間の財源調整 18
 - (1) 基金の状況 18
 - (2) 積立金現在高比率 19

- 第2章 公営企業会計 20

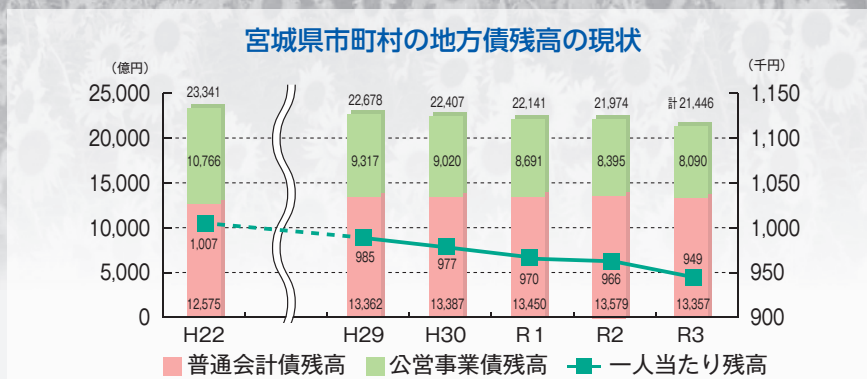
- 第3章 地方公共団体財政健全化法 24

第2部 市町村ごとの財政指標 26

◆健全化判断比率等算定式 裏表紙

注) 各表・グラフは端数処理により、合計と一致しない場合があります。

(参考)



第1部 市町村財政の推移と現状分析

第1章 普通会計

1 決算規模・決算収支

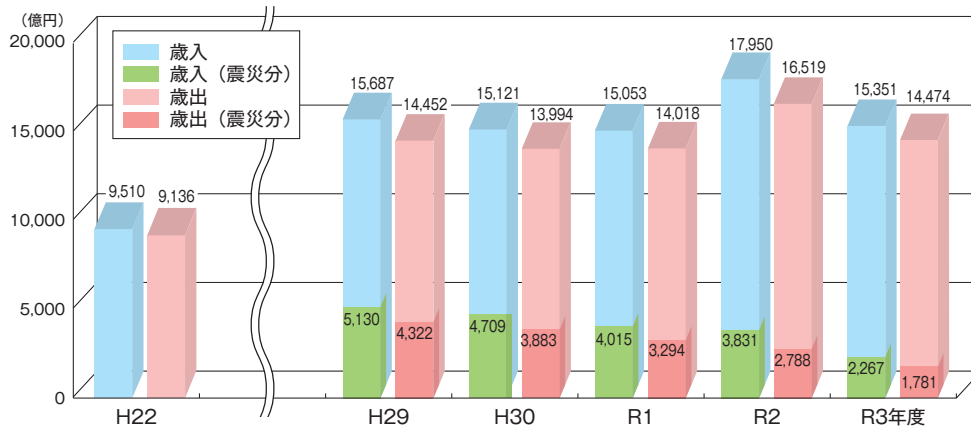
令和3年度の県内市町村の普通会計決算額は、以下のとおりです。

- 歳入 1兆5,351億円（前年度比2,599億円、14.5%減）
 - うち、東日本大震災分 2,267億円（前年度比1,564億円、40.8%減）
- 歳出 1兆4,474億円（前年度比2,045億円、12.4%減）
 - うち、東日本大震災分 1,781億円（前年度比1,007億円、36.1%減）

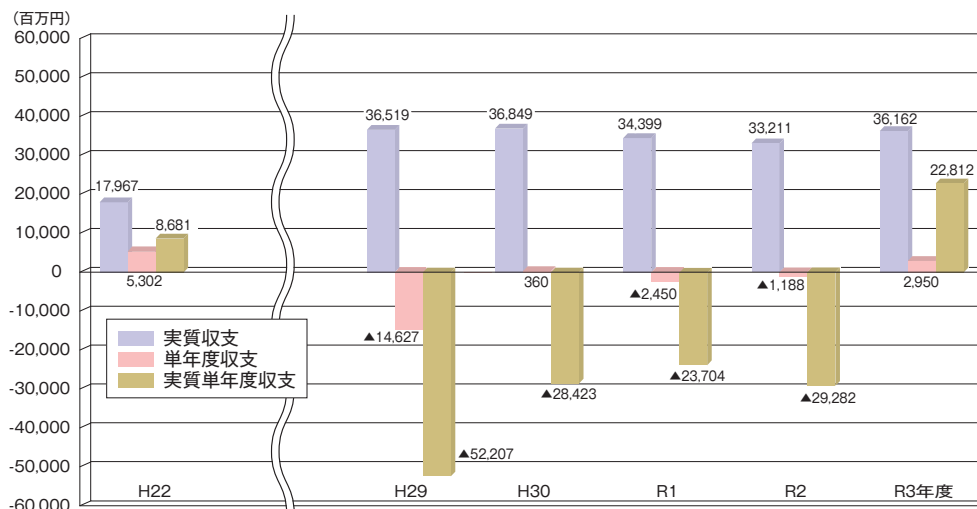
※東日本大震災分は復旧・復興事業分及び全国防災事業分の合計。以下、同じ。

区分	決算額		赤字の団体数	
	R2年度	R3年度	R2年度	R3年度
実質収支	332億円	362億円	0/35団体	0/35団体
単年度収支	▲12億円	30億円	13/35団体	13/35団体
実質単年度収支	▲293億円	228億円	25/35団体	11/35団体

歳入歳出決算額の推移



決算収支の推移



市町村別普通会計決算収支の状況

令和3年度

(単位：百万円) 用語解説

市町村名	歳入総額		歳出総額		形式収支		実質収支	単年度収支	実質単年度収支
	(A)	うち東日本大震災分	(B)	うち東日本大震災分	(A)-(B)	うち東日本大震災分			
仙台市	636,972	19,560	626,497	19,110	10,476	449	6,895	2,556	2,818
石巻市	194,183	114,073	156,977	82,310	37,206	31,763	5,032	▲714	11,013
塩竈市	28,779	2,978	27,113	2,653	1,666	325	1,131	17	▲98
気仙沼市	78,009	41,560	69,422	34,507	8,587	7,054	3,837	288	8,483
白石市	19,430	247	18,512	153	917	94	634	132	716
名取市	43,951	6,135	42,160	5,653	1,790	482	1,030	▲452	▲843
角田市	19,083	229	18,354	54	729	175	529	80	108
多賀城市	28,862	1,408	27,563	1,353	1,299	55	1,039	581	1,189
岩沼市	22,395	1,426	20,659	1,189	1,736	237	1,388	▲124	▲1,264
登米市	48,574	363	47,346	161	1,228	202	1,165	338	▲508
栗原市	46,598	238	45,074	117	1,523	121	1,292	259	974
東松島市	26,475	3,563	25,058	3,075	1,418	488	947	144	▲319
大崎市	79,566	3,050	76,148	2,666	3,417	384	2,269	▲26	▲2,327
富谷市	19,317	71	17,963	10	1,354	62	1,051	83	412
蔵王町	7,659	111	7,454	22	205	89	194	▲3	198
七ヶ宿町	2,678	7	2,573	7	105	0	101	3	65
大河原町	12,778	49	12,379	35	399	15	354	103	399
村田町	6,661	47	6,386	21	275	26	174	8	97
柴田町	18,613	175	18,066	143	547	31	487	7	391
川崎町	6,133	9	5,839	4	294	5	271	96	533
丸森町	16,115	118	15,404	118	711	0	272	95	▲235
亘理町	16,348	2,683	15,847	2,544	501	139	297	▲169	64
山元町	14,549	5,945	12,690	4,174	1,859	1,771	492	▲340	645
松島町	8,701	1,434	8,291	1,329	410	104	386	▲7	▲21
七ヶ浜町	8,675	858	8,246	714	429	145	339	90	85
利府町	14,455	74	13,833	25	621	50	583	2	132
大和町	14,836	858	14,230	0	606	858	357	▲431	▲782
大郷町	7,533	27	6,818	23	716	5	527	104	▲81
大衡村	5,701	303	5,600	1	101	302	85	▲24	387
色麻町	5,092	136	4,952	124	140	12	132	27	138
加美町	15,473	342	14,502	319	971	23	926	325	135
涌谷町	8,468	354	8,343	263	125	91	99	▲75	301
美里町	12,396	508	12,041	469	355	39	323	126	106
女川町	17,081	6,580	14,675	4,616	2,406	1,964	159	▲29	▲560
南三陸町	22,996	11,221	20,395	10,152	2,601	1,068	1,364	▲122	458
市計	1,292,193	194,901	1,218,846	153,011	73,347	41,890	28,238	3,165	20,355
町村計	242,940	31,841	228,564	25,103	14,377	6,738	7,924	▲215	2,457
県計(仙台市含)	1,535,134	226,741	1,447,410	178,114	87,724	48,628	36,162	2,950	22,812
県計(仙台市除)	898,162	207,182	820,913	159,003	77,248	48,179	29,267	394	19,994

形式収支

歳入から歳出を差し引いた額をいいます。

実質収支

その年度の決算で、収支が黒字か赤字かを見るための指標で、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源(事業の繰越によって来年度に確保すべき財源など)を差し引いた額をいいます。

単年度収支

実質収支には、その年度以前から累積された黒字や赤字の要素が含まれています。したがって、その年度の収支の黒字・赤字を判別するためには、その年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた額を算出する必要があります。この数値を単年度収支とといいます。

実質単年度収支

単年度収支には、長期的に見て、実質的な黒字要素・赤字要素となる支出・収入が含まれています。例えば財政調整基金への積立は将来の赤字に備えて行うもので、その年度では支出となりますが、後年度で取り崩せば収入となります。また、地方債の繰上償還は償還を行うその年度において、単年度としては大きな支出になりますが、後年度の地方債償還額は小さくなります。これらの要素がなかったと仮定して算出した収支を実質単年度収支とといいます。

実際の算定にあたっては、単年度収支に、財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額を加え、財政調整基金の取崩し額を差し引いた額となります。

普通会計

市町村など地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計に区分経理されていますが、各団体の会計区分は一律ではないため、一般行政部門を普通会計として整理しています。この他の会計には、その収支を一般会計とは分けて経理する必要がある場合に設けられる会計で、各種の公営企業会計や国民健康保険事業会計、後期高齢者医療事業会計、介護保険事業会計などがあります。

2 歳 入

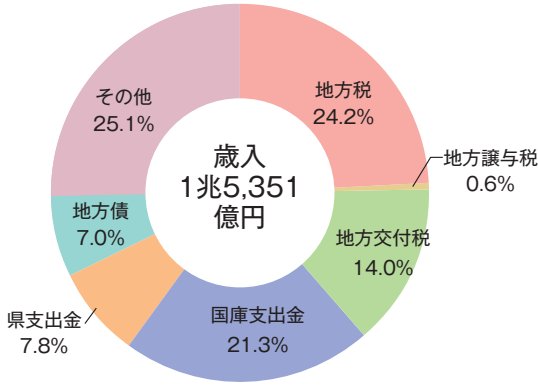
(1) 歳入構造

令和3年度の歳入は1兆5,351億円で、前年度に対し2,599億円（14.5%）の減少となりました。

歳入が減少した要因は、国庫支出金や繰入金などの減少額が大きかったことがあげられます。

(令和3年度)

(単位：億円、%)

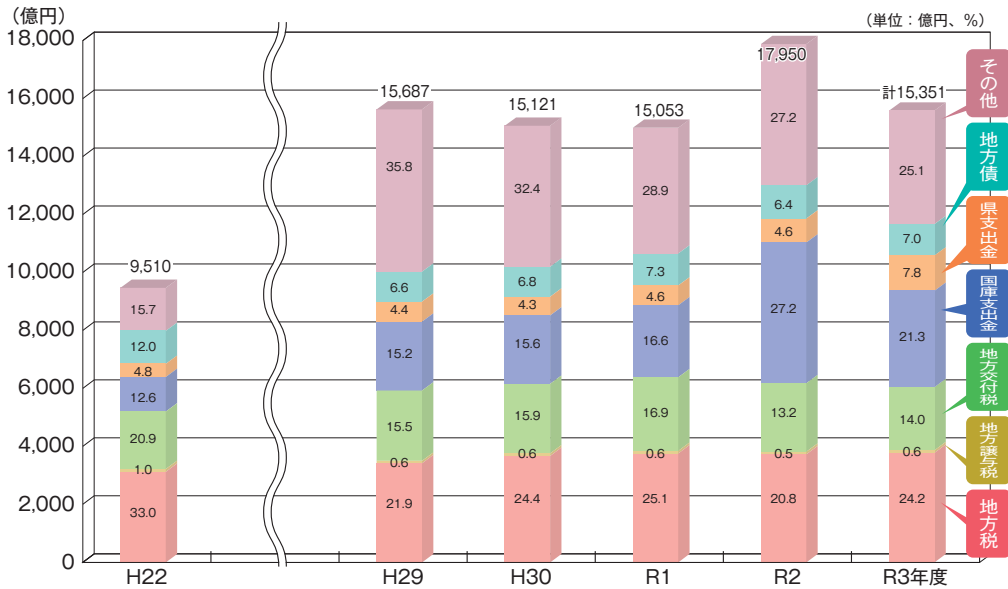


	R2年度	R3年度	増減額	増減率
地方税	3,742	3,720	▲22	▲0.6
地方譲与税	93	95	2	2.2
地方交付税	2,369	2,147	▲222	▲9.4
国庫支出金	4,874	3,263	▲1,611	▲33.1
県支出金	831	1,201	370	44.5
地方債	1,150	1,069	▲81	▲7.0
その他	4,891	3,856	▲1,035	▲21.2
歳入合計	17,950	15,351	▲2,599	▲14.5

○主な減少理由

国庫支出金…新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金給付事業費・事務費補助金の減少など
 その他（繰入金）…復旧・復興事業の進捗に伴う東日本大震災復興交付金基金からの繰入金の減少など

歳入構成比の推移



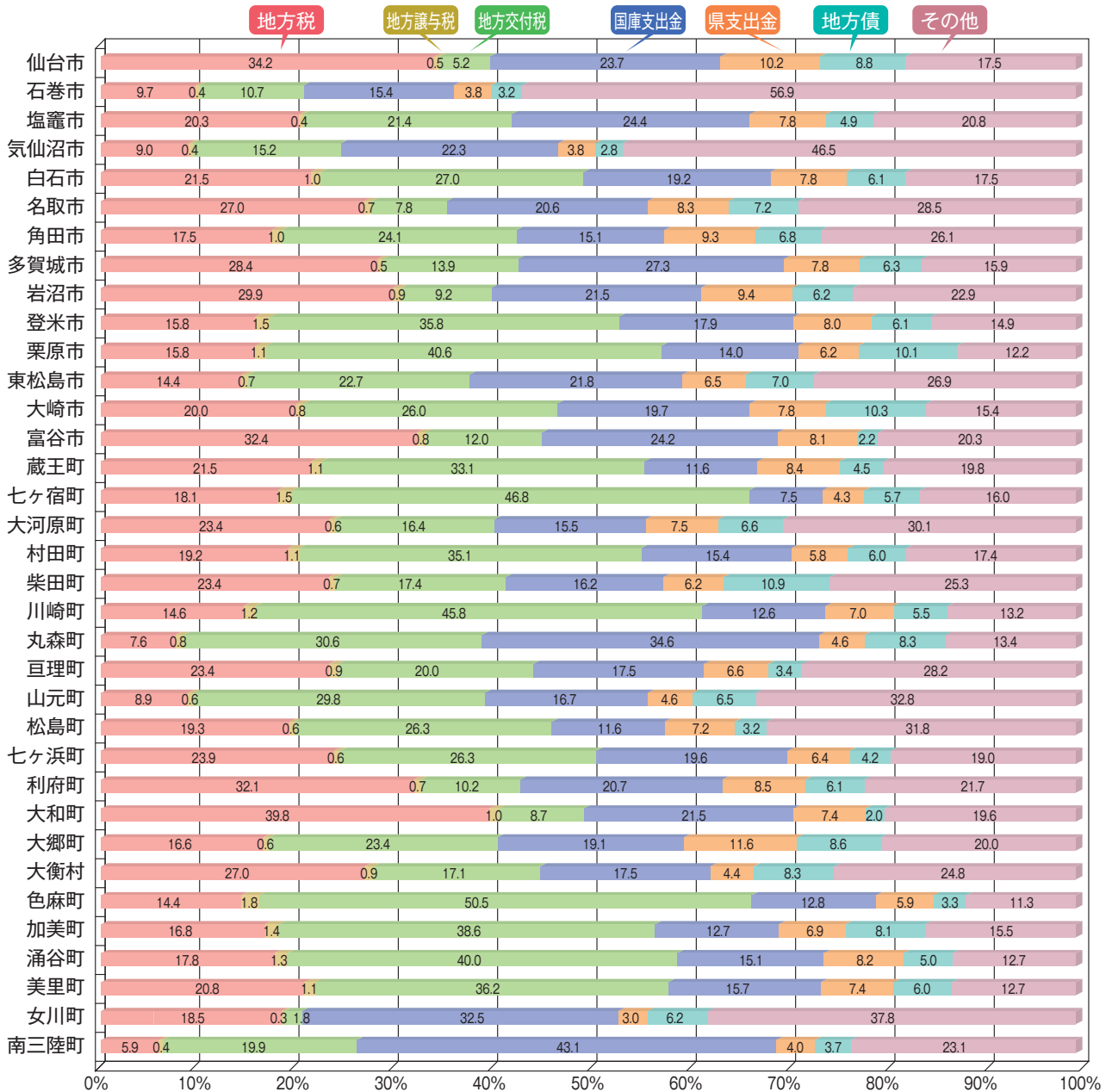
用語解説

地方税 地方公共団体が仕事を進めていくために根本になる財源で、その地域に暮らし、活動し、消費している個人や法人が負担しているものです。地方税には都道府県が課税する都道府県税と市町村が課税する市町村税があります。

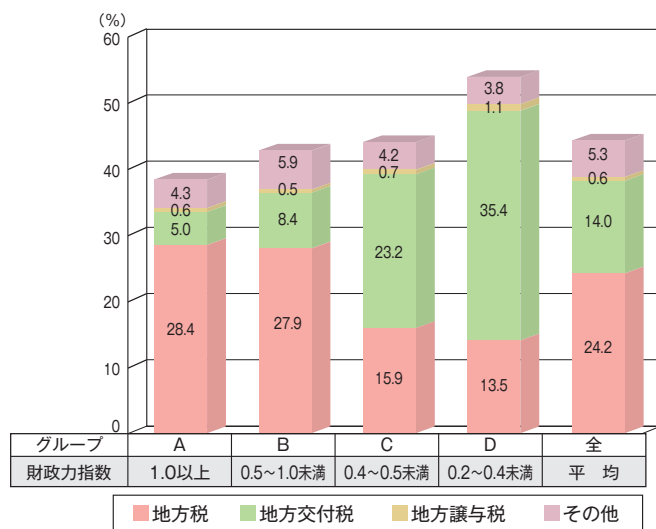
地方交付税 地方税は、地域によって人口や経済力に差があるため、どの地域も同じように得られるとは限りません。一方で、例えば生活保護などは、地域の経済力に差があっても日本全国どこでも同じ内容でなければなりません。このように、一定の行政水準を保つため、地域ごとの税収の違いを補てんする地方交付税という制度があります。いわば、国による税の再配分の性格を持っており、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合と地方法人税の全額を財源としています。交付税には、一定の算式により交付される「普通交付税」と、災害など特別の財政事情に応じて交付される「震災復興特別交付税」の3つがあります。

地方債 地方公共団体が、必要とする資金を外部から調達するために負担する債務で、その返済が単年度でなく、複数年度にわたり行われるものです。

市町村別歳入構成比（令和3年度）



歳入のうち一般財源の構成割合（令和3年度）



◎グループ別の該当団体

- A 大和町・女川町
- B 仙台市・石巻市・塩竈市・名取市
角田市・多賀城市・岩沼市・富谷市
大河原町・柴田町・亘理町・七ヶ浜町
利府町・大衡村
- C 気仙沼市・白石市・東松島市・大崎市
蔵王町・村田町・松島町・大郷町
美里町
- D 登米市・栗原市・七ヶ宿町・川崎町
丸森町・山元町・色麻町・加美町
涌谷町・南三陸町

—用語解説—

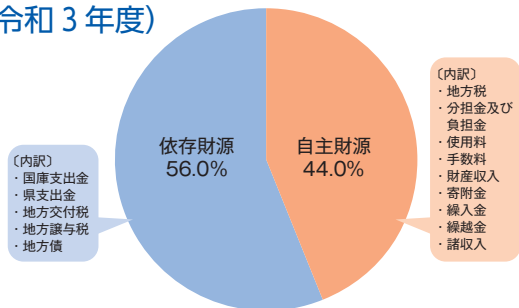
一般財源 財源の用途が特定されず、どのような経費にも使用することができるものをいいます。

※財政力指数については、P16を参照してください。

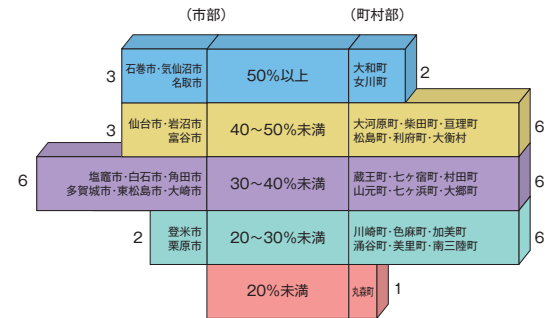
(2) 自主財源と依存財源

令和3年度の歳入に占める割合は、自主財源が44.0%（前年度44.2%）、依存財源が56.0%（前年度55.8%）となりました。新型コロナウイルス感染症に係る特別定額給付金給付事業費・事務費補助金などの国庫支出金等の減少に伴い依存財源の総額は減少したものの、固定資産税や個人・法人住民税などの地方税等の減少に伴い自主財源の総額も減少したために、依存財源の割合は前年度よりも高くなっています。

(令和3年度)



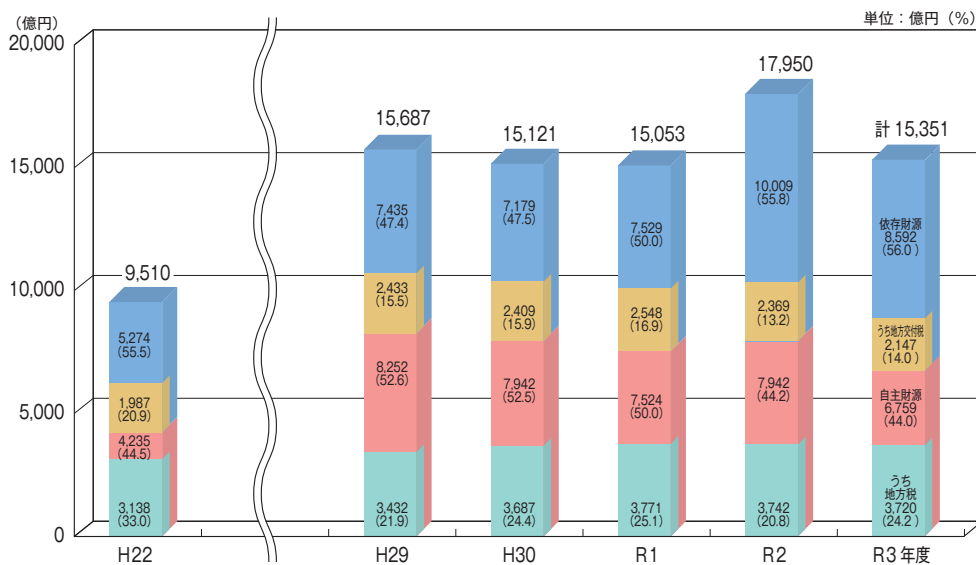
自主財源の割合別団体数 (令和3年度)



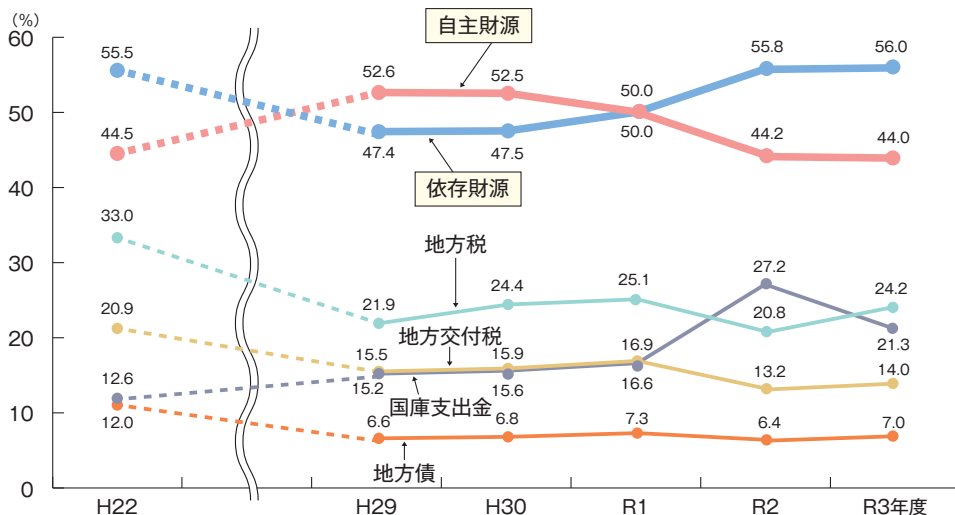
(単位：億円、%)

	R2年度		R3年度		増減	
	決算額	割合	決算額	割合	決算額	割合
自主財源	7,942	44.2	6,759	44.0	▲1,183	▲0.2
依存財源	10,009	55.8	8,592	56.0	▲1,417	0.2

歳入決算額の推移



自主財源・依存財源の割合の推移



(3) 市町村税の収入実績

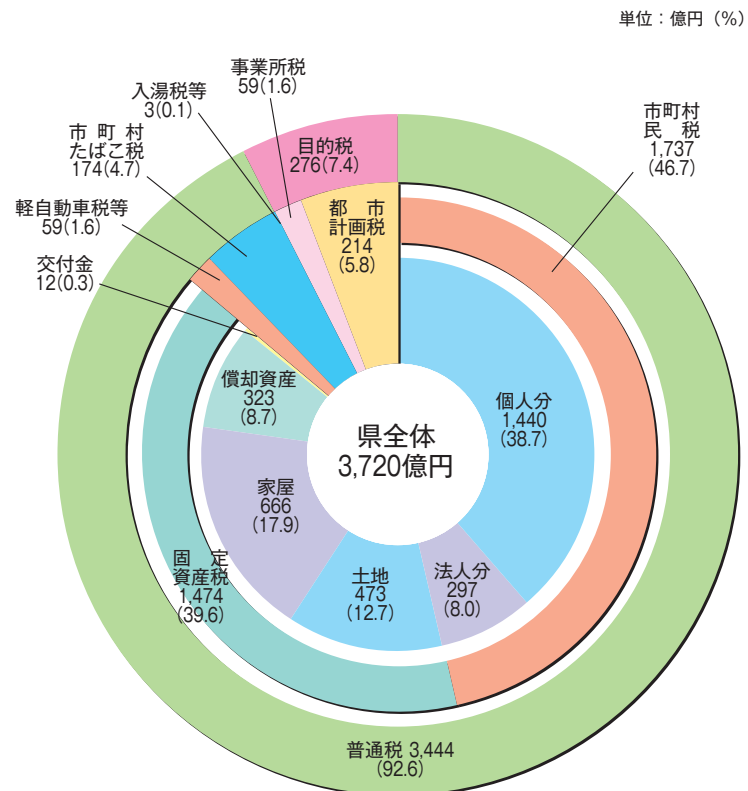
令和3年度の市町村税収入済額は、3,720億円と前年度から0.6%減少しました。

税目別に見ると、市町村民税は前年度比1.1%減の1,737億円で構成割合は46.7%となりました。このうち、法人税割は、減少幅の大きかった令和2年度（令和元年度比19.6%減）と比較しても、4.4%の減となっており、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響（申告期限の延長及び業績悪化による調定額の減少）を反映していると考えられます。

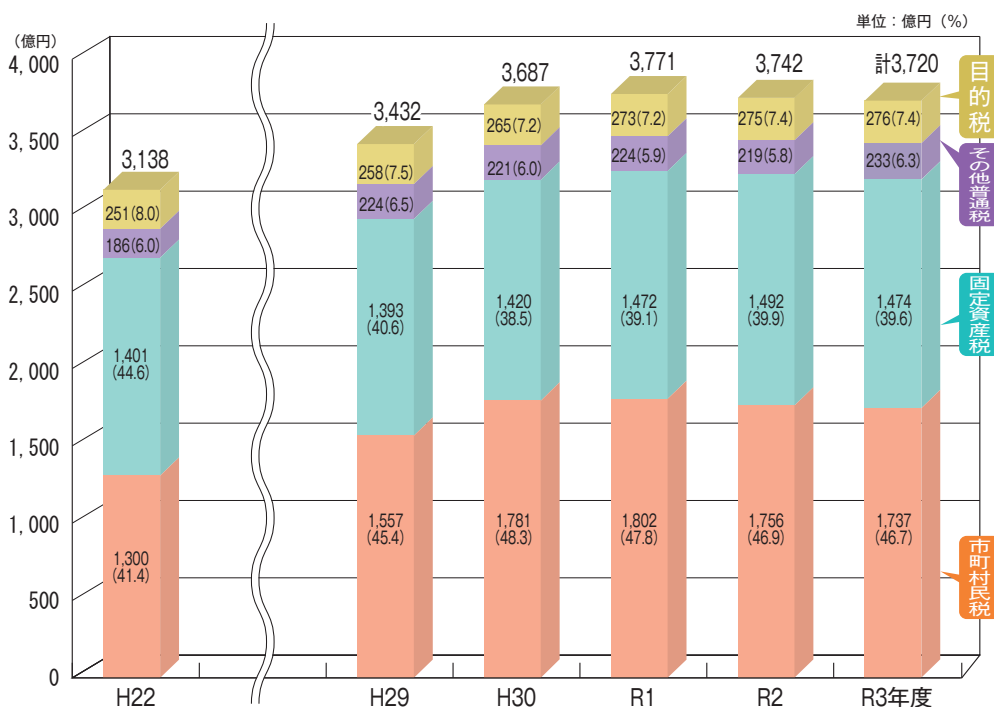
固定資産税は前年度比1.2%減の1,474億円で構成割合は39.6%となりました。減少の要因は、新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策における中小事業者向けの税制上の軽減措置等によるものです。なお、震災以前と比較すると5.2%の増となりました。

他の普通税では、軽自動車税等（構成割合1.6%）が前年度比3.2%増、目的税では、入湯税（構成割合0.1%）が前年度比10.0%増、事業所税（構成割合1.6%）が前年度比5.3%増となっています。

市町村税の構成（令和3年度）
（国民健康保険料（税）を除く）



市町村税収入済額（税目別）の推移
（国民健康保険料（税）を除く）



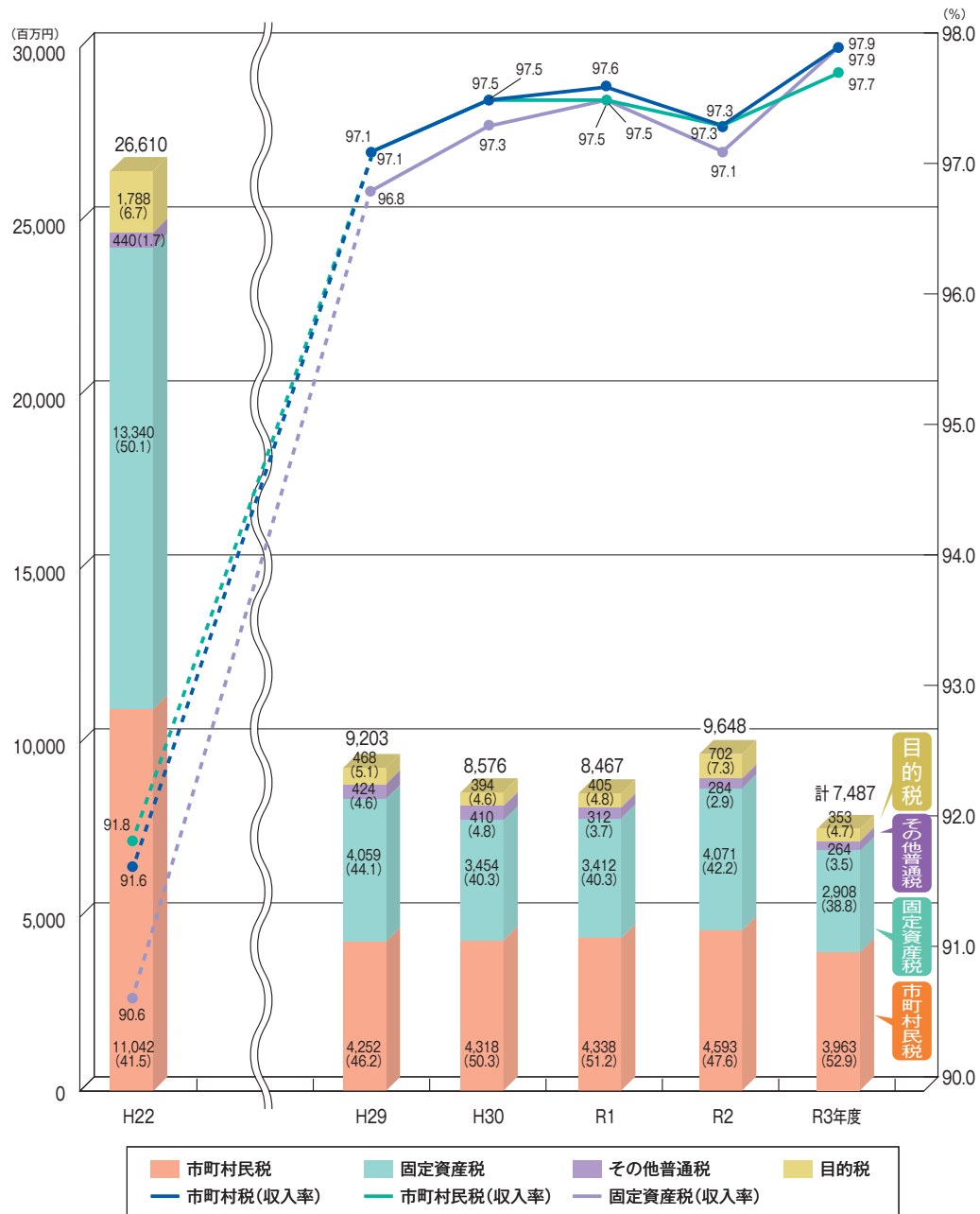
注) 令和元年度以降のその他普通税は、軽自動車税環境性能割を含めた額です。

収入率は、県全体で97.9%（前年度97.3%）と前年度より0.6ポイント上回りました。各市町村別の状況については、26団体で前年度の収入率を上回りました。

主な税目別の収入率は、市町村民税は97.7%（前年度97.3%）で0.4ポイント上回り、固定資産税は97.9%（前年度97.1%）で前年度を0.8ポイント上回りました。

次年度に繰越される収入未済額は75億円と前年度から21億円（21.9%）の減少となっています。これは令和2年度に適用された新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例分が令和3年度に納付されたこと等によるものです。

次年度に繰越される収入未済額と収入率の推移 (国民健康保険料(税)を除く)



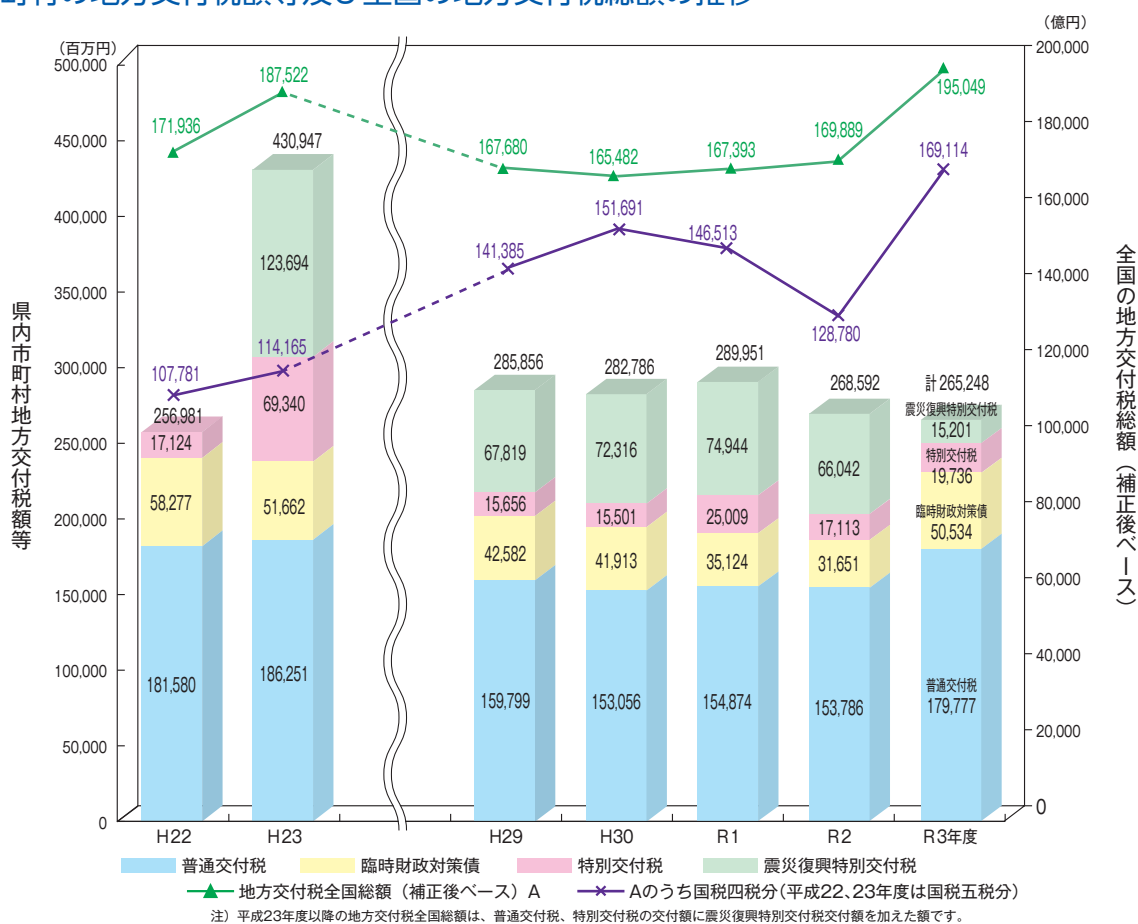
※「収入未済額」＝「調定済額」－「収入済額」＋「還付未済額」－「不納欠損額」
注) () 内は全体に占める割合

(4) 地方交付税の概要

地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む住民にも標準的な行政サービスや基本的な社会資本が提供できるように財源を保障するためのもので、地方の固有財源です。

本来、地方自治の観点からは、行政活動に必要な財源はそれぞれの地方公共団体がその住民から徴収した地方税で賄うのが理想ですが、税源の地域的なアンバランスがあり、多くの地方公共団体が必要な税収を確保できません。そこで、本来地方の税収入とすべき財源を国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分しています。つまり、地方交付税は「国が地方に代わって徴収する地方税」といえます。

県内市町村の地方交付税額等及び全国の地方交付税総額の推移



平成22年度以降における地方交付税全国総額の推移については、東日本大震災直後の平成23年度に、震災対応分として特別交付税が増額されたほか、震災復興特別交付税が創設されたことにより約18.8兆円に増加しましたが、その後は景気回復による税収の伸びや復興事業の進捗等に伴い減少傾向が続き、平成30年度には約16.5兆円に減少しました。

令和元年度以降は微増傾向でしたが、令和3年度は、国の補正予算により地方交付税の総額が増額され、普通交付税の再算定が行われたことなどにより、地方交付税全国総額としては前年度を大きく上回り約19.5兆円となりました。

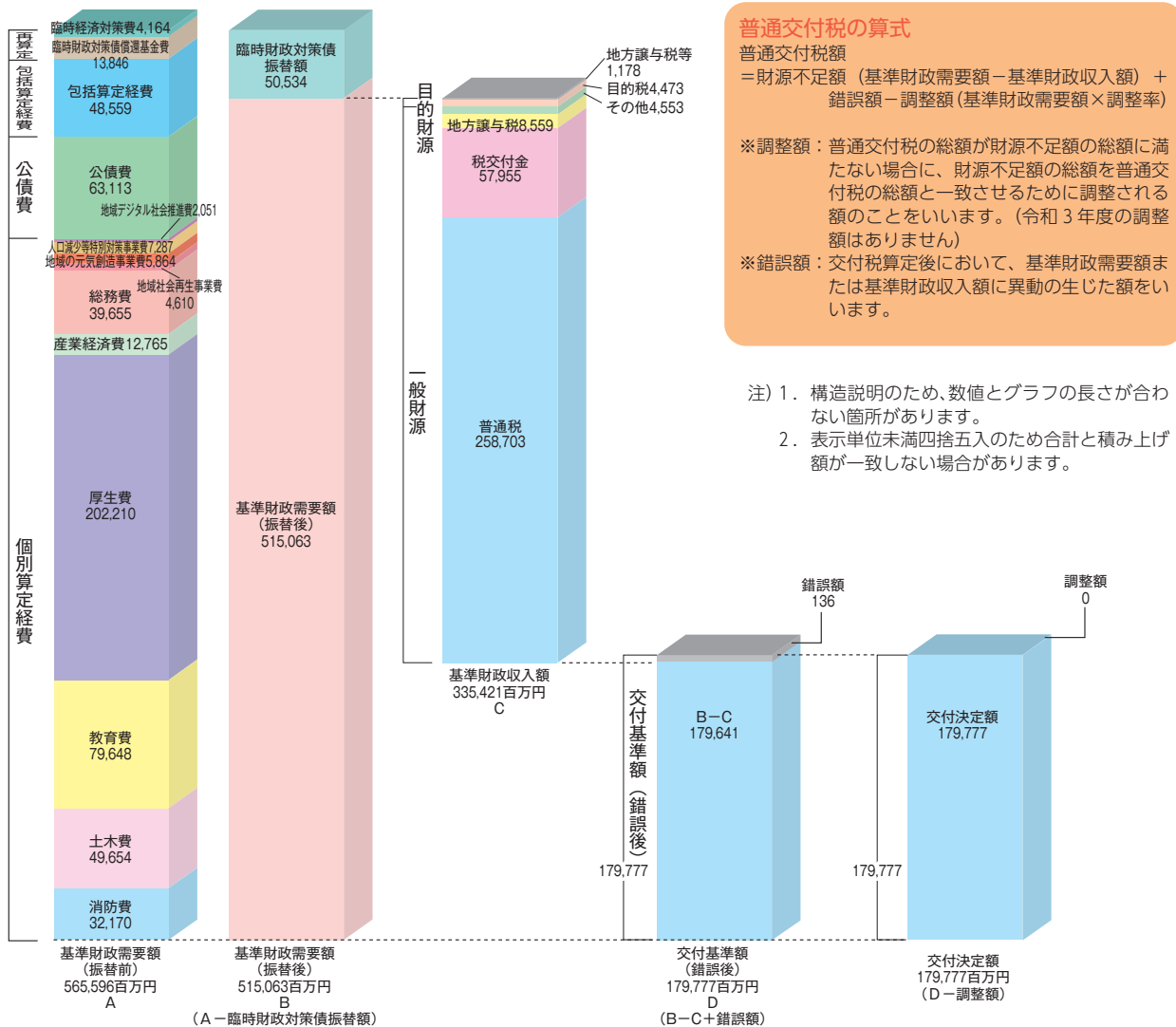
一方、近年の県内市町村における地方交付税総額については、復興事業の収束に伴う震災復興特別交付税の減少幅が大きいことから、全国推移と異なり減少傾向にあります。

用語解説

再算定 各地方公共団体に交付すべき普通交付税の額は、毎年8月31日までに決定しなければならないこととなっていますが、地方交付税の総額の増加、その他特別に事由がある場合には9月1日以降において、既に決定した普通交付税の額を変更できることとなっています。

●普通交付税（標準的な行政運営に対する財源保障）

令和3年度県内市町村普通交付税算定結果



●特別交付税（特別な財政需要に対する財源保障）

○特別交付税

普通交付税の基準財政需要額の算定方法では捕捉されない除排雪、公立病院、離島航路維持等の経費のほか、災害発生による災害復旧・応急対応など特別な財政需要に対して特別交付税が交付されます。

○震災復興特別交付税

東日本大震災からの復旧・復興事業に係る地方負担分について、地方債により措置するのではなく、その全額を震災復興特別交付税で措置することにより、被災団体の実質的な財政負担をゼロとする対応がとられました。

なお、平成28年度からは被災自治体の「自立」につなげていく観点から、一部事業の地方負担分への措置率が95%となっています。

—用語解説—

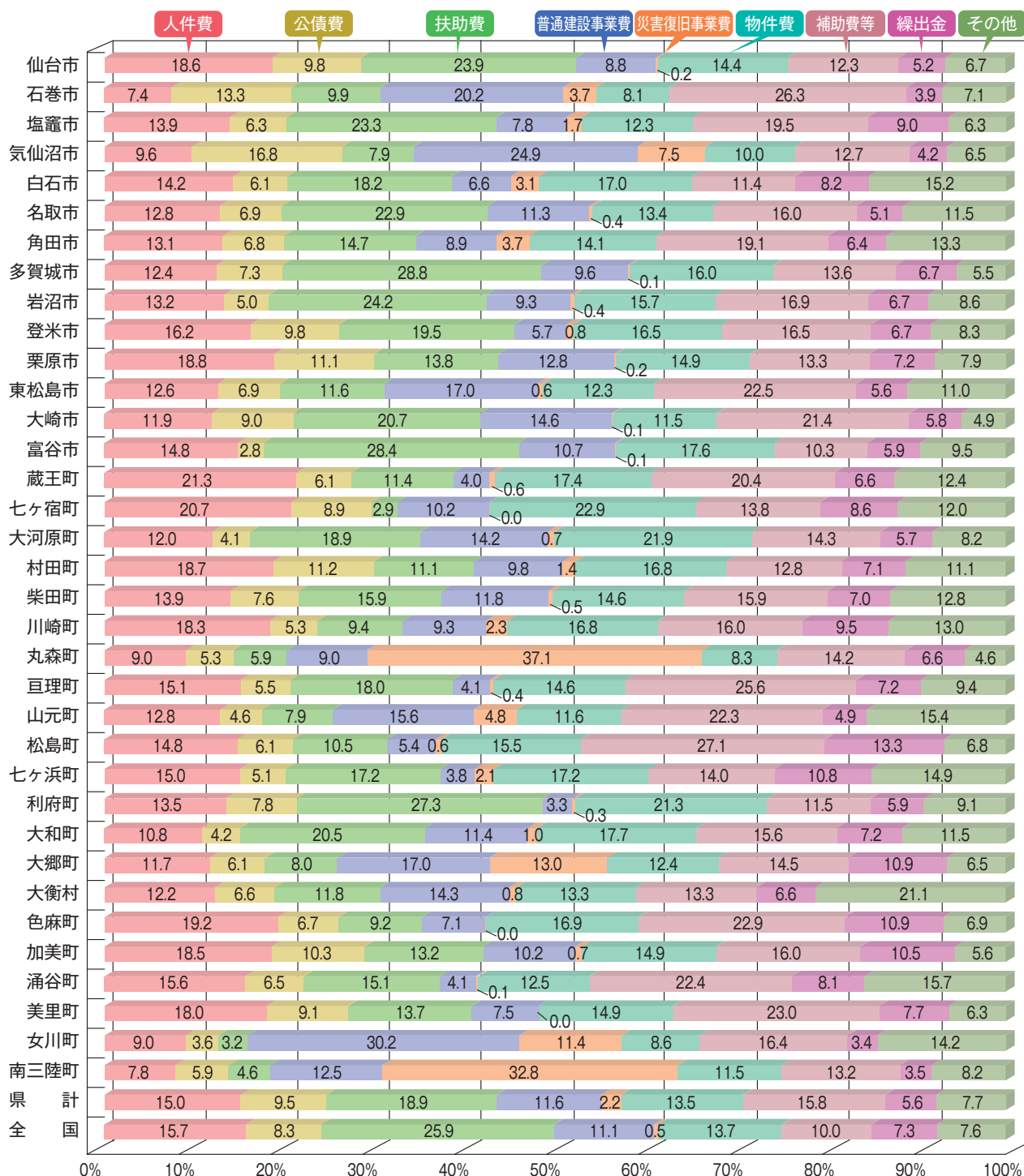
- 基準財政需要額** 各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法によって算定した額です。
- 基準財政収入額** 地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な常態において徴収が見込まれる税収入を一定の方法によって算定した額です。標準税率で算定した地方税等の収入見込額のうち、75%の額とされています。
- 臨時財政対策債** 地方の財源不足を埋めるため、平成13年度から地方財政法第5条の特例として発行されている地方債のことです。各地方公共団体の財源不足額及び財政力を考慮して発行可能額を算出し、基準財政需要額の一部が臨時財政対策債発行可能額に振り替えられています。なお、臨時財政対策債に係る元利償還金相当額は、後年度の基準財政需要額に全額算入されることになっています。

3 歳 出

(1) 歳出構造

令和3年度の歳出は1兆4,474億円で、前年度に対して2,045億円（12.4%）の減少となりました。

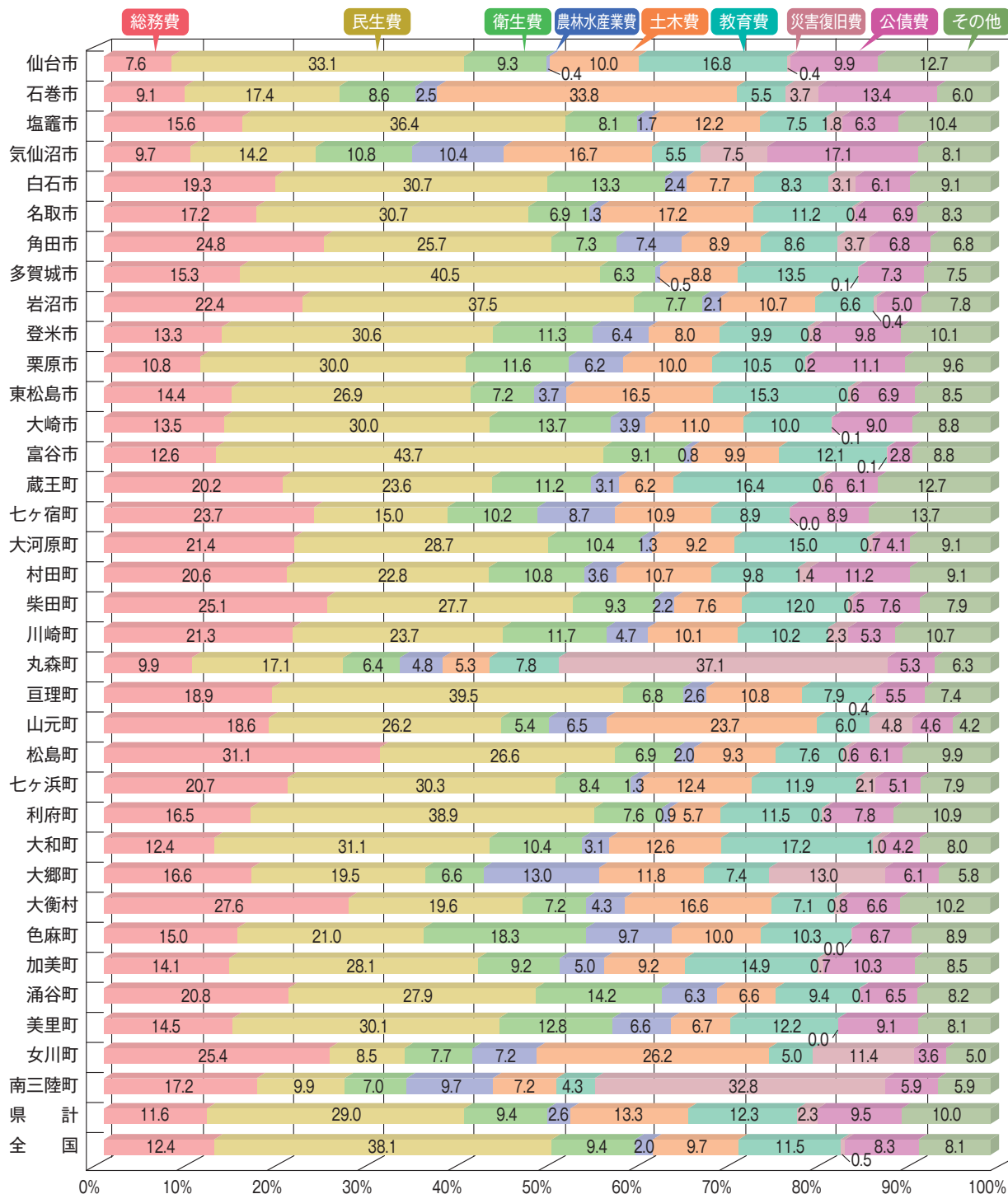
市町村別歳出構成比（性質別分類）（令和3年度）



用語解説

性質別分類 歳出を経済的性質によって、人件費、普通建設事業費、物件費など、予算や決算の区分である節を基準として分類したものです。また、経費を「義務的経費」「投資的経費」「その他の経費」に分類することによって、財政の健全性、弾力性を測定することができます。

市町村別歳出構成比（目的別分類）（令和3年度）



用語解説

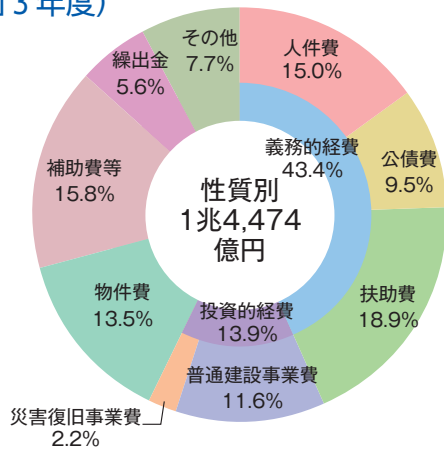
目的別分類 歳出をその行政目的によって、総務費、民生費、土木費、教育費など、予算や決算の区分である款及び項を基準として分類したものです。

(2) 経費別決算額の推移

義務的経費は、扶助費や公債費の増加などにより、前年度と比較して15.2%増の6,285億円で、歳出総額に占める割合は43.4%となりました。また、投資的経費は、普通建設事業費の減少などにより、前年度と比較して32.1%減の2,005億円、歳出総額に占める割合は13.9%となりました。

(令和3年度)

(単位：億円、%)



経費区分	R2年度	R3年度	増減額	増減率
人件費	2,175	2,170	▲5	▲0.2
公債費	1,103	1,375	272	24.7
扶助費	2,176	2,740	564	25.9
義務的経費計	5,454	6,285	831	15.2
普通建設事業費	2,339	1,685	▲654	▲28.0
うち、補助事業	1,542	963	▲579	▲37.5
うち、単独事業	746	679	▲67	▲9.0
災害復旧事業費	614	320	▲294	▲47.9
投資的経費計	2,954	2,005	▲949	▲32.1
物件費	1,812	1,956	144	7.9
補助費等	4,373	2,291	▲2,082	▲47.6
緑出金	832	818	▲14	▲1.7
その他	1,095	1,120	25	2.3
歳出合計	16,519	14,474	▲2,045	▲12.4

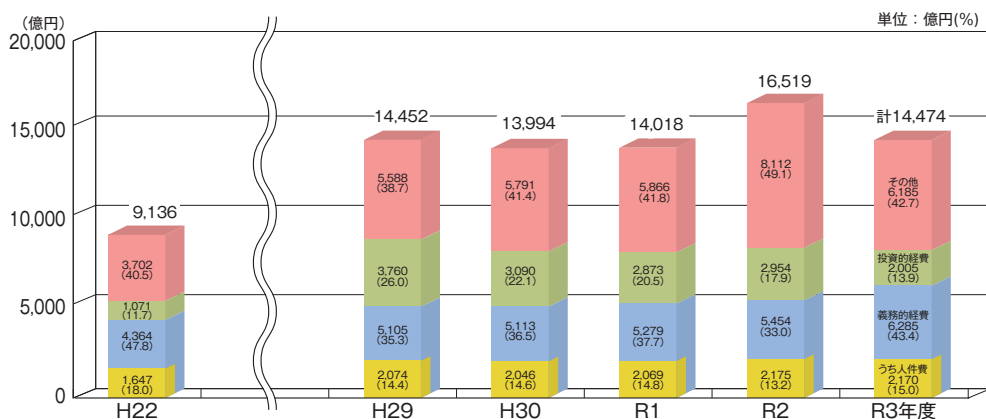
○主な増減理由

扶助費…児童福祉費、社会福祉費の増加など

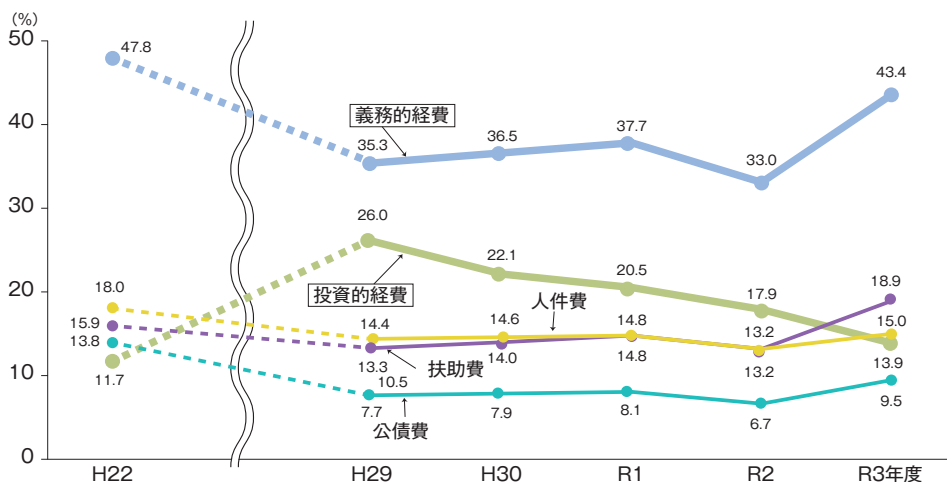
公債費…復旧・復興事業に係る元利償還金（繰上償還を含む）の増加など

普通建設事業費…土地区画整理事業費（上位3団体）、低平地整備事業費（石巻市）の減少など

歳出決算額の推移



義務的経費・投資的経費の割合の推移



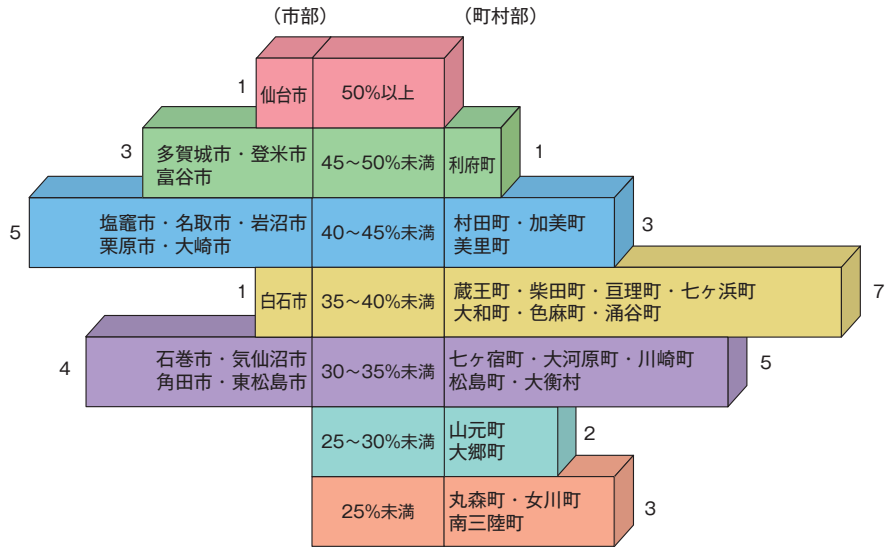
用語解説

義務的経費 人件費、扶助費、公債費が該当します。支出が義務づけられているため、任意に節減できない極めて硬直性の高い経費です。

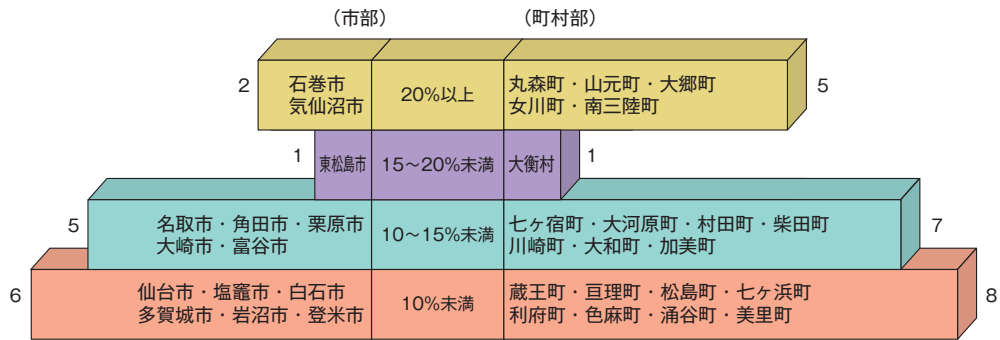
投資的経費 普通建設事業費、災害復旧事業費等で、その支出の効果が資本形成に向けられる経費です。義務的経費に対して、この経費の割合が高いほど、財政構造は弾力性が高いといえます。

普通建設事業費 道路、橋りょう、学校、庁舎等公共用又は公用施設の新増設等に要する投資的経費のことです。

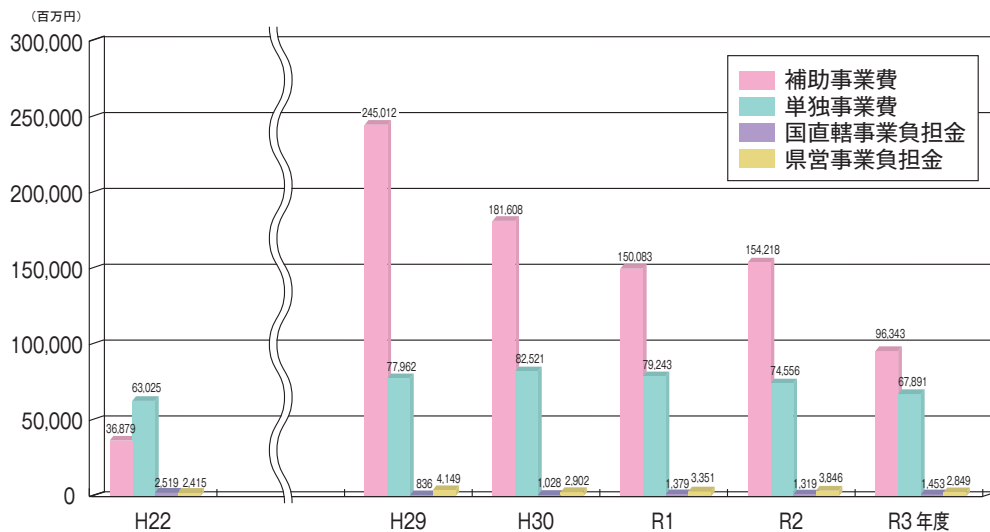
義務的経費の割合別団体数（令和3年度）



投資的経費の割合別団体数（令和3年度）



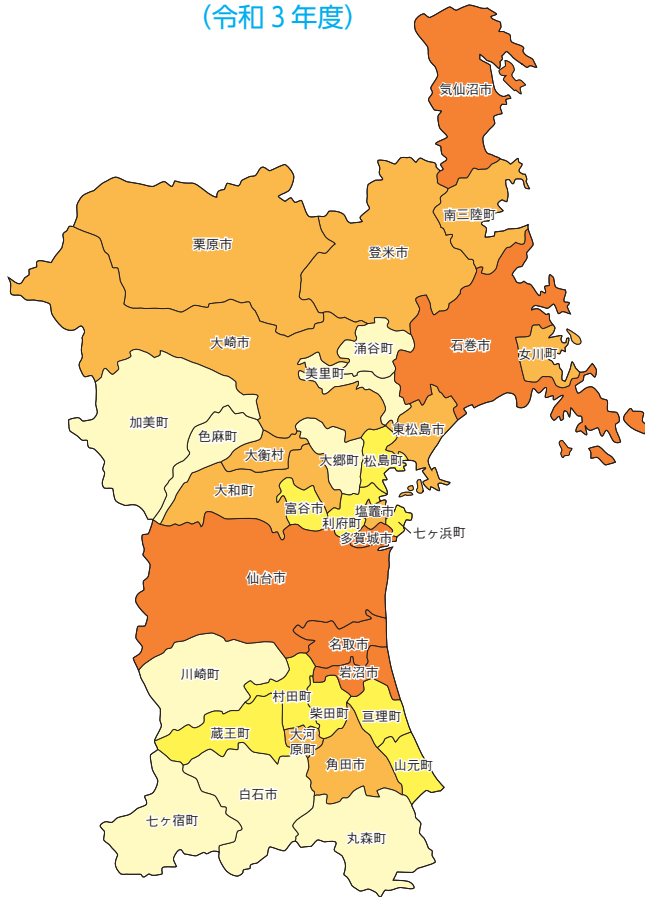
普通建設事業費の内訳の推移



4 財政構造

(1) 経常収支比率の状況

(令和3年度)

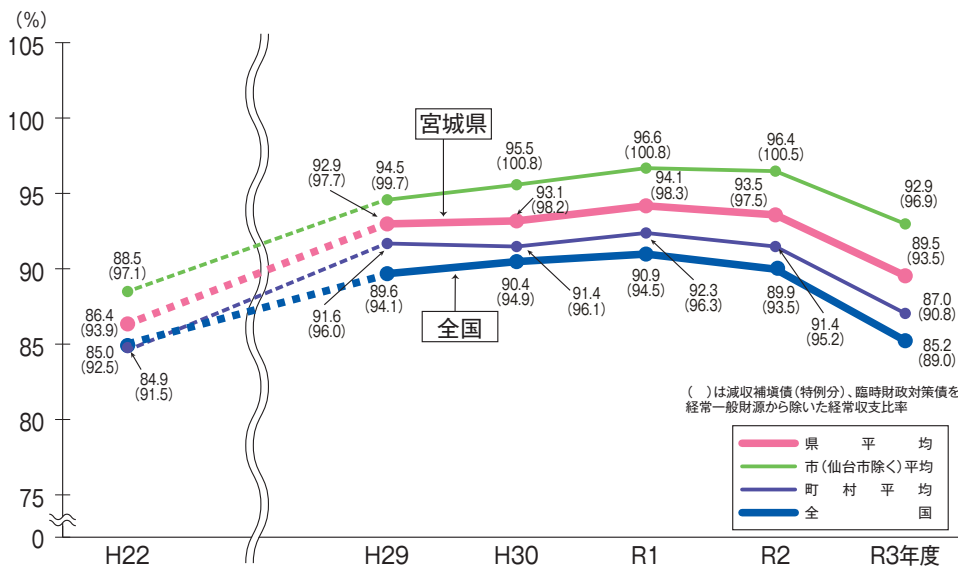


財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、依然として硬直的な財政状況が続いており、
 ○単純平均 89.5% (前年度比4.0ポイント低下)
 ○加重平均 93.9% (前年度比2.7ポイント低下) となりました。

※平均値の種類について
 単純平均…各計欄に該当する市町村の指標数値を積み上げ、当該市町村数で除したものの。
 加重平均…指標算定式の要素を積み上げ、算定式に基づいて計算したものの。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
85%未満		1	8	9
85～90%未満		1	8	9
90～95%未満		6	5	11
95～100%未満		6	0	6
100%以上		0	0	0
計		14	21	35

経常収支比率の推移 (平均は単純平均)



用語解説

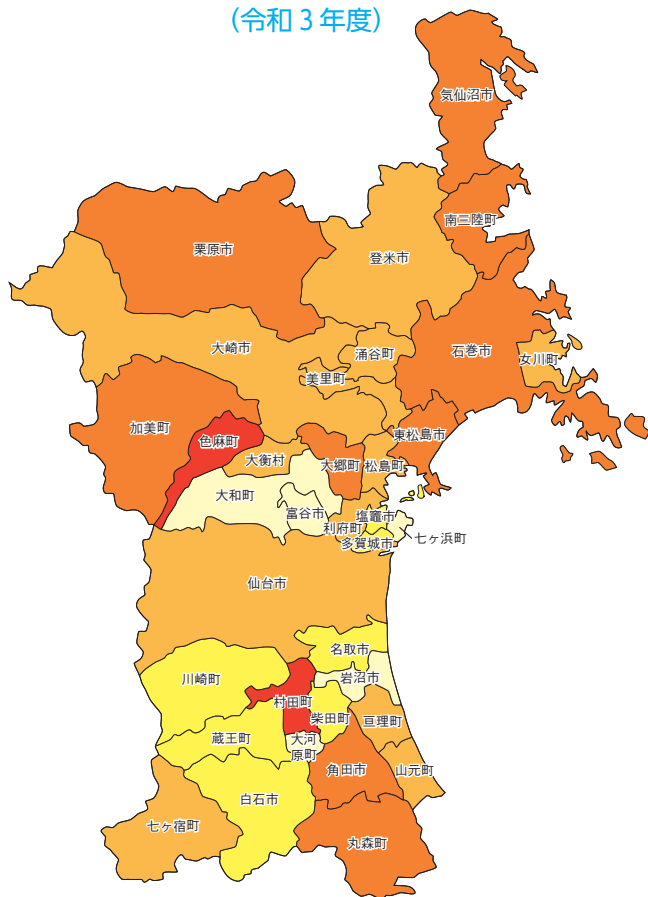
経常収支比率 地方公共団体の財政構造の弾力性を測定する比率として用いられ、地方税や普通交付税等の毎年度継続して入ってくる使い道の自由な収入(経常的一般財源)が、どれくらいの割合で人件費、扶助費、公債費等のように容易に削減することのできない経常的経費に充てられているかを数値として表したものであり、近年では全国の市町村の平均が90%前後で推移しています。

<算式>

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{歳入総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補填債特例分} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(2) 実質公債費比率の状況

(令和3年度)



実質公債費比率（令和元年度～令和3年度の3ヶ年平均）は、

- 単純平均 5.9% (前年度比0.1ポイント低下)
 - 加重平均 6.5% (前年度比0.2ポイント上昇)
- となりました。

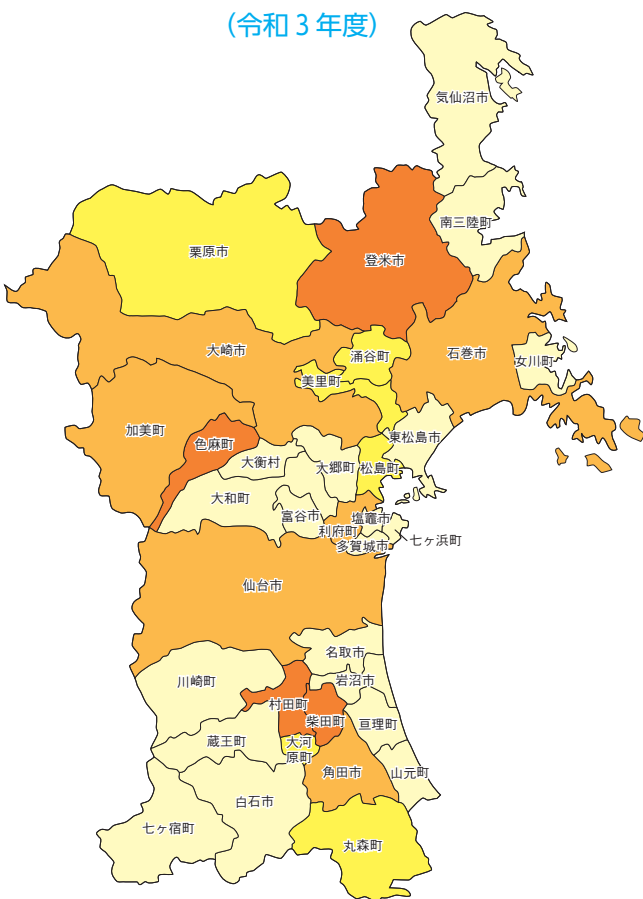
なお、起債許可団体となる18%以上の団体はありませんでした。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
2.5%未満		2	3	5
2.5～5.0%未満		4	3	7
5.0～7.5%未満		3	9	12
7.5～10.0%未満		5	4	9
10.0%以上		0	2	2
計		14	21	35

(参考) 全国市町村 単純平均:7.1%、加重平均:5.5%

(3) 将来負担比率の状況

(令和3年度)



将来負担比率は、

- 単純平均 18.2% (前年度比5.4ポイント低下)
 - 加重平均 23.3% (前年度比7.1ポイント低下)
- となりました。

なお、早期健全化基準（350%）を上回る団体はありませんでした。

区分	団体系	団体数		
		市	町村	計
負担額なし		8	11	19
0～30%未満		1	5	6
30～60%未満		4	2	6
60～90%未満		1	3	4
90%以上		0	0	0
計		14	21	35

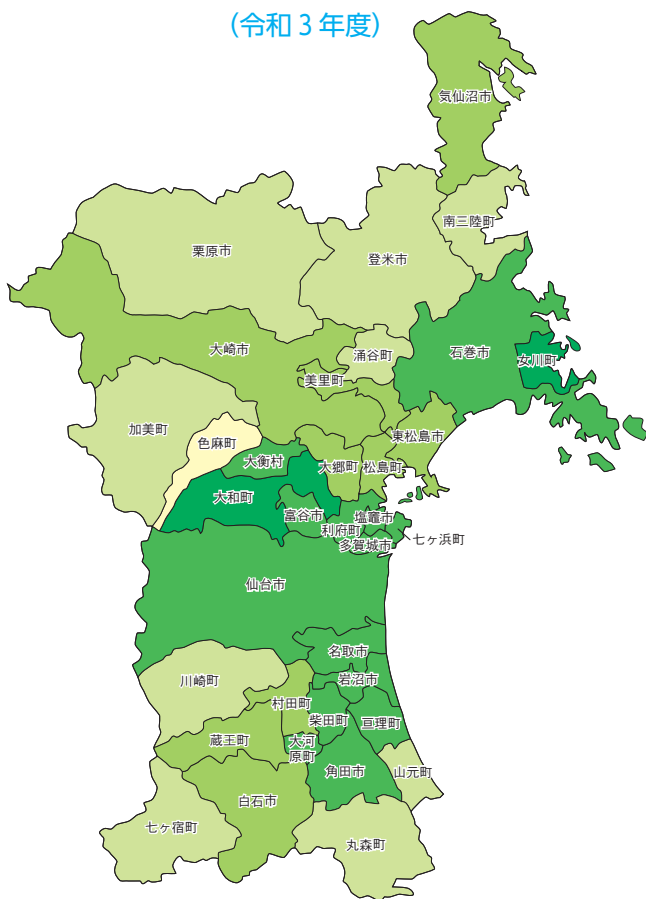
(参考) 全国市町村 単純平均:24.6%、加重平均:15.4%

用語解説

実質公債費比率、将来負担比率 P25参照

(4) 財政力指数の状況

(令和3年度)

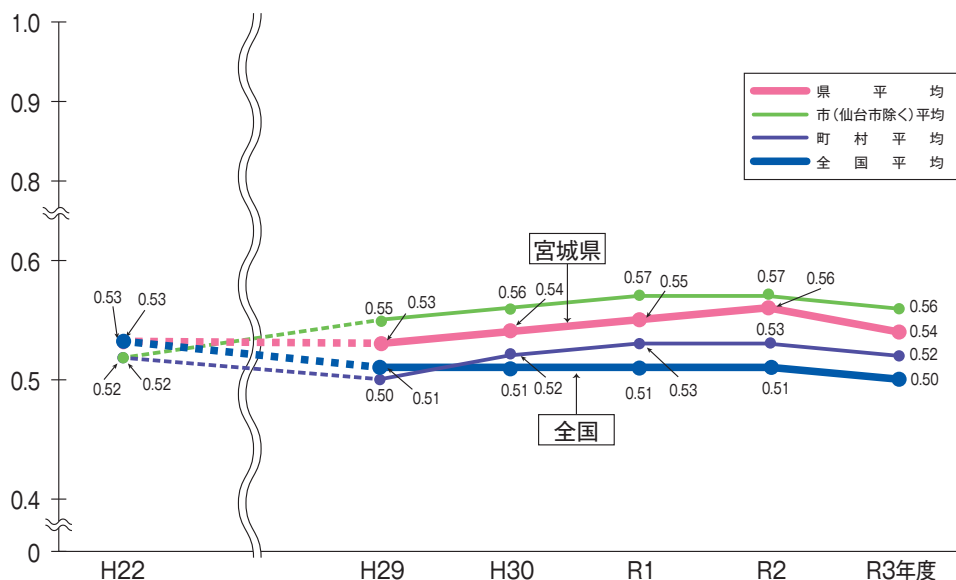


財政基盤の強さを示す指標である財政力指数(令和元年度～令和3年度の3ヶ年平均)は、
 ○単純平均 0.54(前年度比0.02ポイント低下)
 ○加重平均 0.68(前年度比0.01ポイント低下)
 となりました。

区分	団体色	団体数		
		市	町村	計
1.0以上		0	2	2
0.5～1.0未満		8	6	14
0.4～0.5未満		4	5	9
0.3～0.4未満		2	7	9
0.2～0.3未満		0	1	1
0.2未満		0	0	0
計		14	21	35

財政力指数の推移

(3ヶ年の平均値) (平均は単純平均)



用語解説

財政力指数 基準財政収入額を基準財政需要額で割り出して得た数値の過去3ヶ年の平均値をいい、この数値が大きいくほど財政力が強いとみることができます(基準財政収入額・基準財政需要額についてはP9参照)。

<算式>

$$\text{財政力指数(単年度)} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

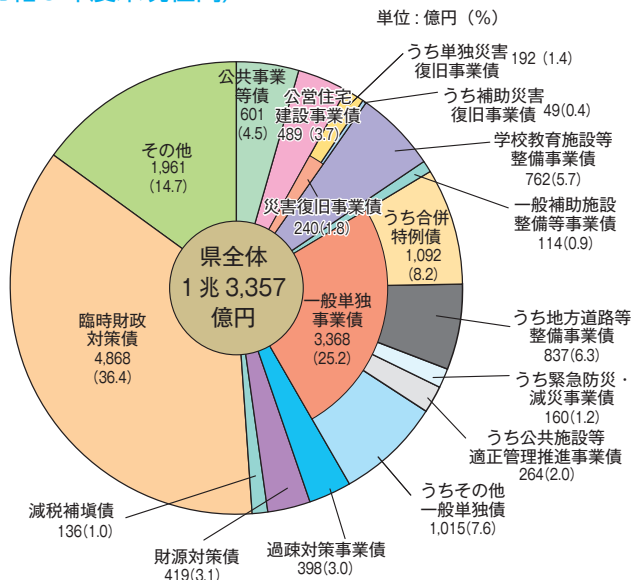
(5) 将来にわたる財政負担の推移

地方債の令和3年度末現在高は、1兆3,357億円（前年度1兆3,579億円）となっており、依然として多額の債務を抱えている状況です。

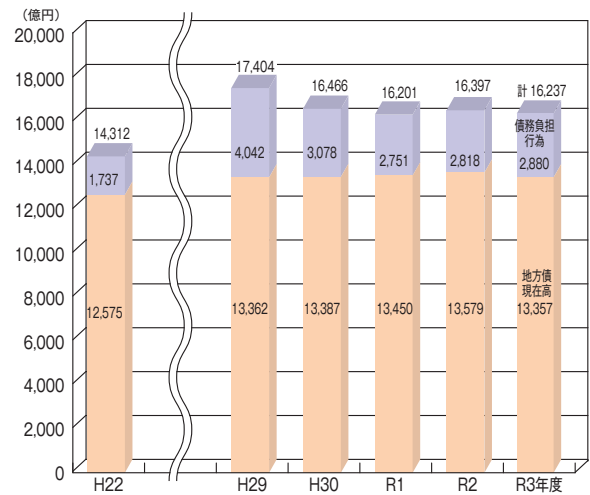
また、債務負担行為に基づく支出予定額を地方債現在高に加えた額、いわゆる将来にわたる財政負担は、1兆6,237億円（前年度1兆6,397億円）で、前年度と比較して減少しているものの、依然高い水準であり、財政構造の硬直化が懸念されます。

地方債現在高の状況

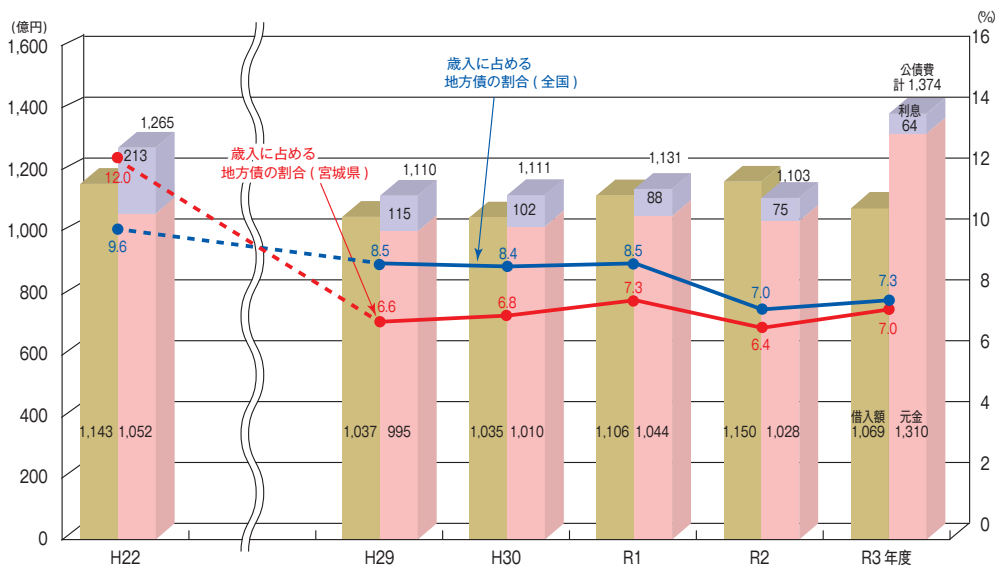
(令和3年度末現在高)



将来にわたる財政負担の推移



地方債の借入額と公債費の推移



用語解説

債務負担行為 歳出予算の金額、継続費の総額又は繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほか、地方公共団体が債務を負担する行為につき、その行為の内容として定めておくものであり（地方自治法第214条）、将来の支出を伴うものです。

5 年度間の財源調整

(1) 基金の状況

令和3年度末における積立金現在高は、県全体で4,150億円となり、前年度（4,111億円）と比較して39億円（0.9%）の増となりました。

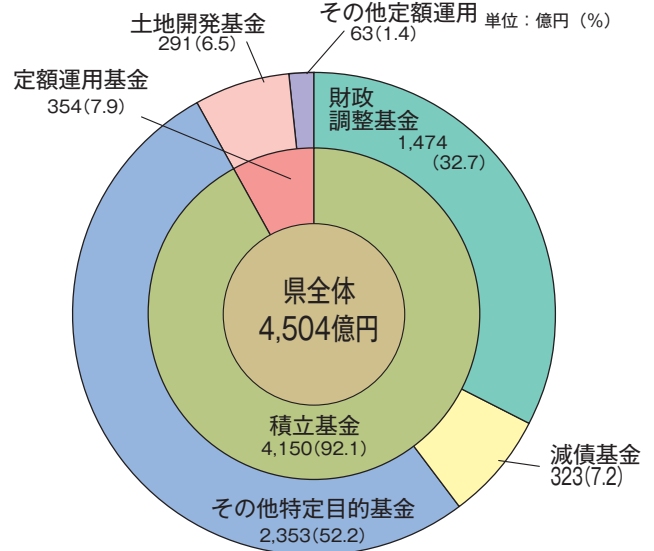
〔内訳〕

- 財政調整基金 1,474億円（9.6%増）
- 減債基金 323億円（14.5%増）
- その他特定目的基金 2,353億円（5.3%減）

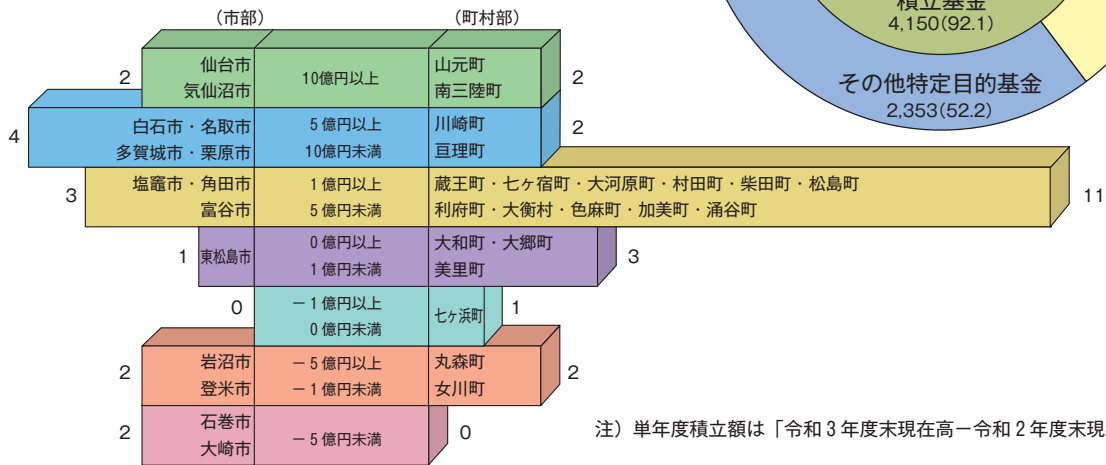
※うち、東日本大震災分

- 財政調整基金 216億円（4.8%減）
- 減債基金 50億円（28.2%増）
- その他特定目的基金 444億円（27.6%減）

基金の状況（令和3年度）

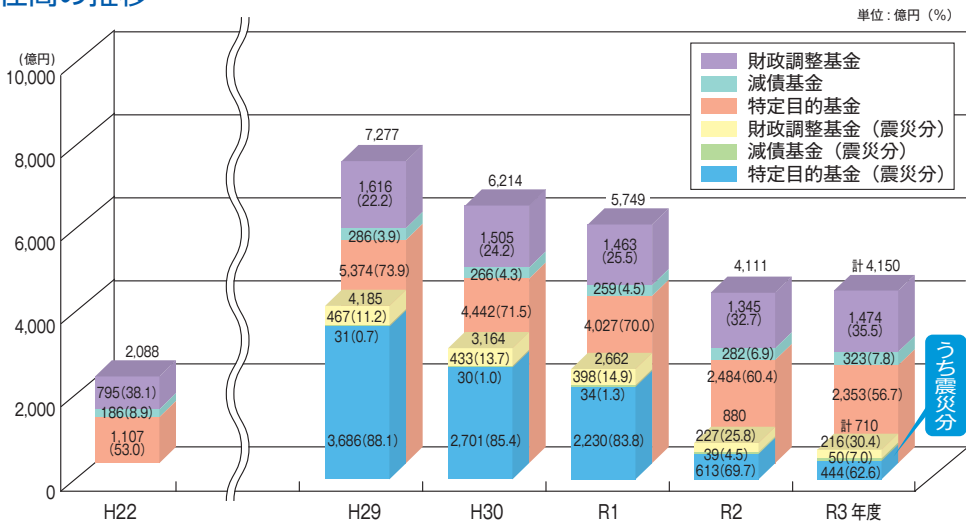


財政調整基金単年度積立額（令和3年度）



注）単年度積立額は「令和3年度末現在高－令和2年度末現在高」による。

積立金現在高の推移



用語解説

基金 ある特定の目的のために財産を維持し基金を積み立てるため、又は定額の資金を運用するために設けられる基金のことをいいます。前者を積立基金、後者を定額運用基金といい、それぞれ地方公共団体が任意で設置することができますが、その設置は条例によることとされています。

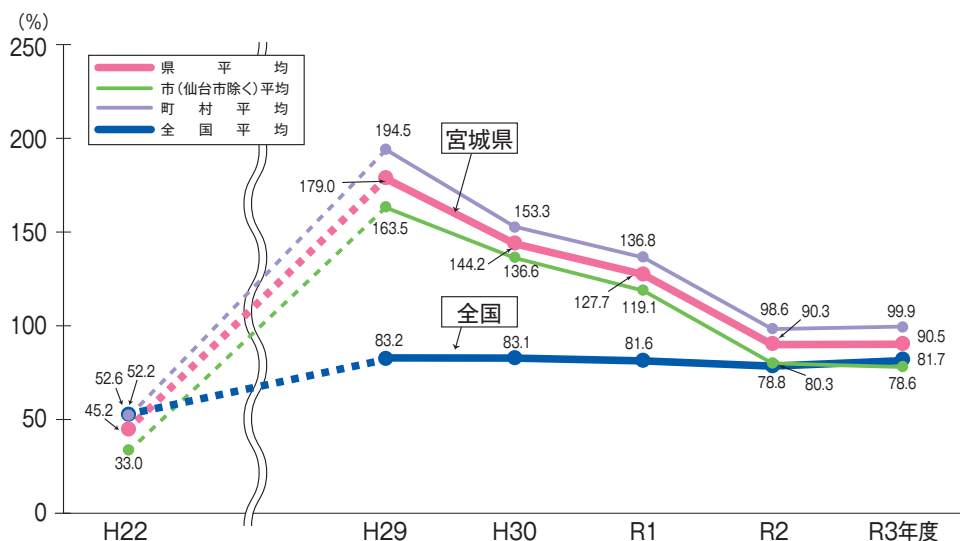
財政調整基金 年度間の財源不足の不均衡を調整するために積み立てられる基金で、予期しない税収減や災害発生等の支出増加等への備えとなります。

減債基金 地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金で、繰上償還を行うときなどに取り崩されます。

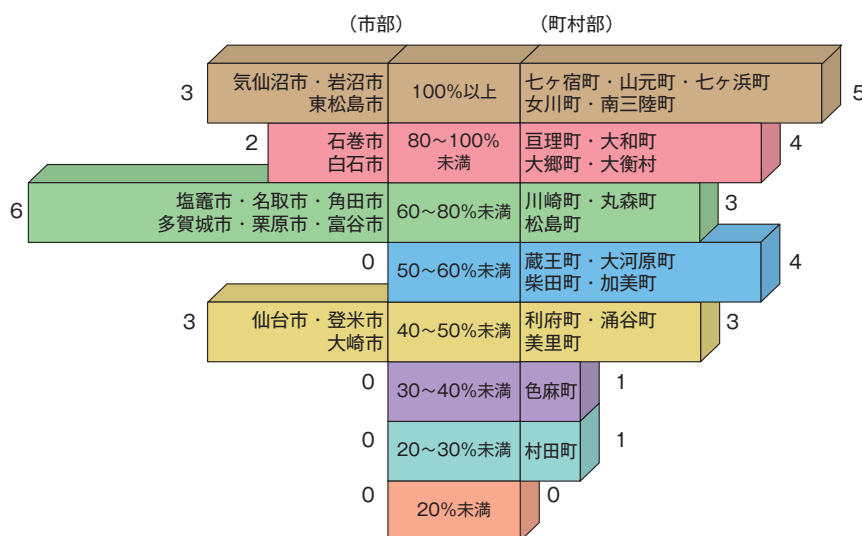
(2) 積立金現在高比率

一般財源に対して、どの程度積立金があるかを示す積立金現在高比率は、単純平均では90.5%となり、前年度(90.3%)より0.2ポイント上昇しています。

積立金現在高比率の推移 (平均は単純平均)



積立金現在高比率別の団体数 (令和3年度)



用語解説

特定目的基金 特定の目的(高齢者福祉推進のための財源、文化センターの建設財源、スポーツ振興に資するための財源等)のための財産の維持又は資金の積立の性質を持つ基金です。この基金については、設置された目的のためでなければ処分することができません。

積立金現在高比率 地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、高いほど将来に対する蓄えがあるということができます。

<算式>

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{財政調整基金} + \text{減債基金} + \text{その他特定目的基金}}{\text{標準財政規模 (臨時財政対策債含む)}}$$

標準財政規模 地方公共団体の一般財源の標準的な大きさを示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有しています。

第2章 公営企業会計

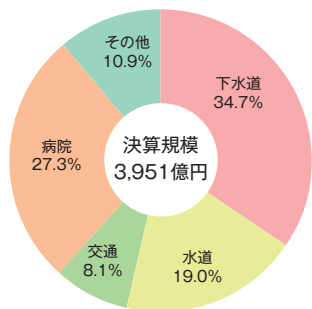
1 決算規模

令和3年度の県内市町村の公営企業会計の決算規模は、以下のとおりです。

○決算規模 3,951億円（前年度比37億円、0.9%減）

うち、東日本大震災分 369億円（前年度比9億円、2.3%減）

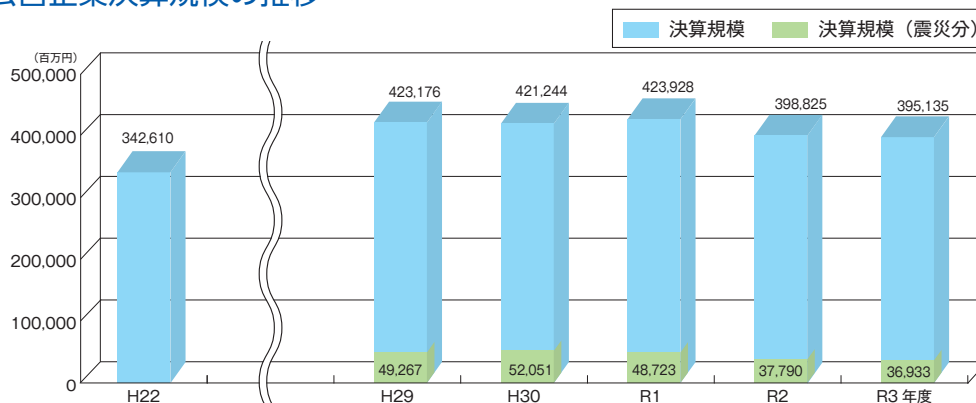
（単位：百万円、%）



	R2年度	R3年度	増減額	増減率
下水道	139,046	137,245	▲1,801	▲1.3
水道	75,522	75,031	▲491	▲0.7
交通	31,790	32,023	233	0.7
病院	111,624	107,957	▲3,667	▲3.3
その他	40,844	42,879	2,035	5.0
合計	398,825	395,135	▲3,690	▲0.9

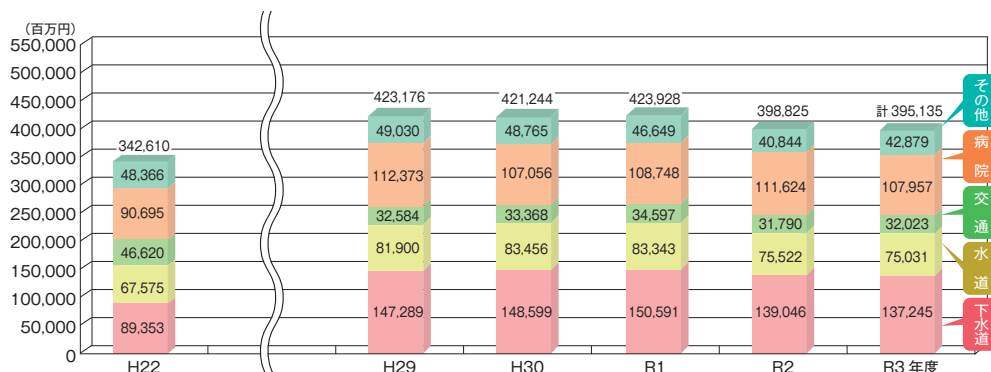
注) 水道は簡易水道を含む。

市町村公営企業決算規模の推移



- 注) 1. 決算規模は次の算式により算出しています。
 法適用事業：総費用－減価償却費＋資本的支出
 法非適用事業：総費用＋資本的支出＋積立金＋繰上充用金
 2. 震災分は、東日本大震災に係る復旧事業、復興事業等における収益的支出及び資本的支出の合計により算出しています。

市町村公営企業決算規模構成比の推移



用語解説

他会計繰入金 料金収入で賅うことが適当ではない又は困難な経費、つまり、独立採算性になじまない経費に充てるため、一般会計等から上下水道事業や病院事業等の公営企業会計に対して繰り入れられている財源のことです。繰入金額は、原則として、地方公営企業法の規定や毎年度総務省より示される通知を基準にしており、事業ごとに市町村が算定しています。

収益的支出 一年間の経営活動のために使われる人件費や物件費等の支出のことです。基本的に、サービス提供の対価としての収入（料金収入等）をもって充てられます。

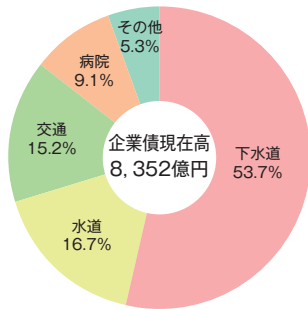
資本的支出 建設工事や設備導入、企業債償還のための支出のことです。主に、企業債等の収入をもって充てられます。

2 企業債現在高

令和3年度の県内市町村の公営企業会計の企業債現在高は、以下のとおりです。

○企業債現在高 8,352億円（前年度比320億円、3.7%減）

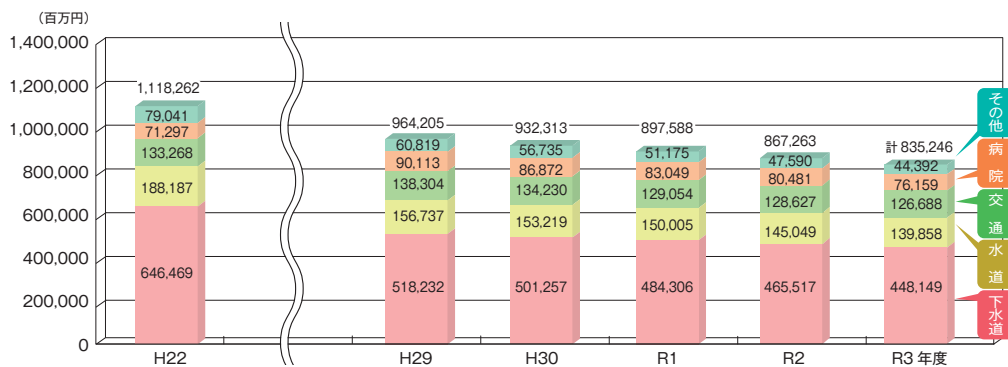
（単位：百万円、%）



	R2年度	R3年度	増減額	増減率
下水道	465,517	448,149	▲17,368	▲3.7
水道	145,049	139,858	▲5,191	▲3.6
交通	128,627	126,688	▲1,939	▲1.5
病院	80,481	76,159	▲4,322	▲5.4
その他	47,590	44,392	▲3,198	▲6.7
合計	867,263	835,246	▲32,017	▲3.7

注) 水道は簡易水道を含む。

企業債現在高構成比の推移

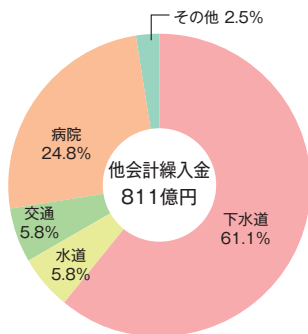


3 他会計繰入金

令和3年度の県内市町村の公営企業会計の他会計繰入金は、以下のとおりです。

○他会計繰入金 811億円（前年度比24億円、2.8%減）

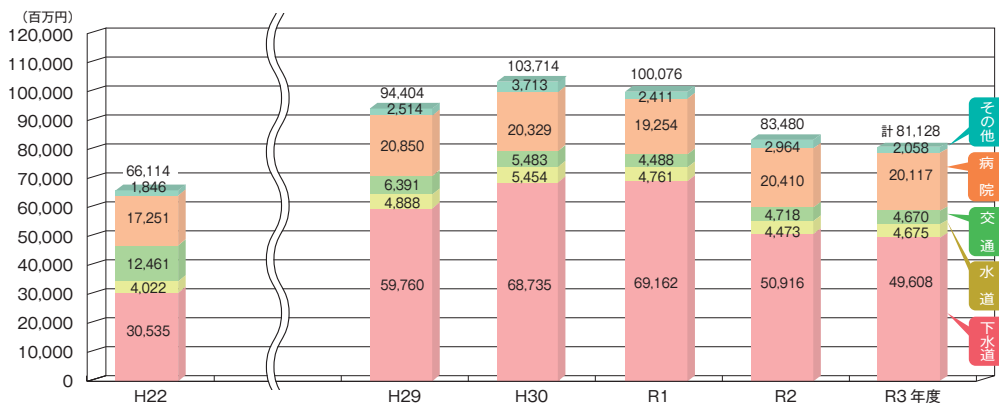
（単位：百万円、%）



	R2年度	R3年度	増減額	増減率
下水道	50,916	49,608	▲1,308	▲2.6
水道	4,473	4,675	202	4.5
交通	4,718	4,670	▲48	▲1.0
病院	20,410	20,117	▲293	▲1.4
その他	2,964	2,058	▲906	▲30.6
合計	83,480	81,128	▲2,352	▲2.8

注) 水道は簡易水道を含む。

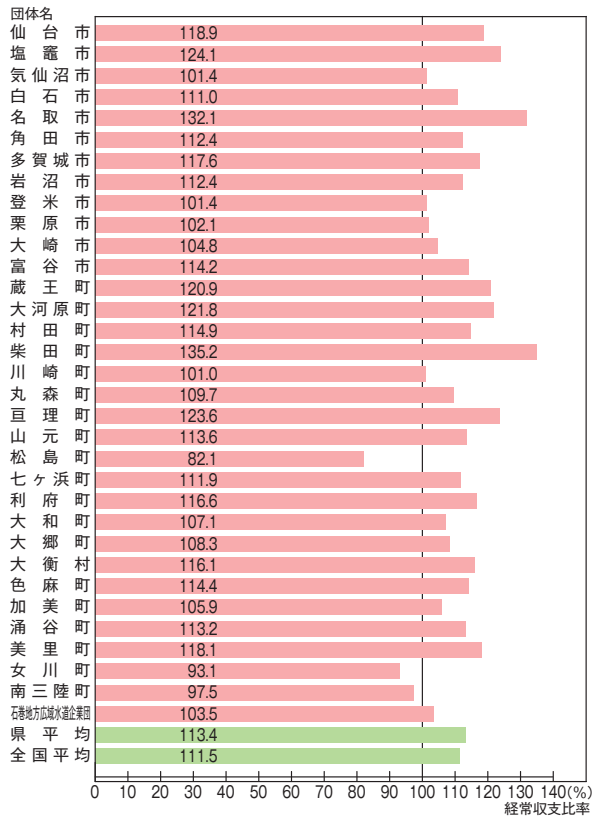
他会計繰入金構成比の推移



令和3年度決算に基づく経営指標

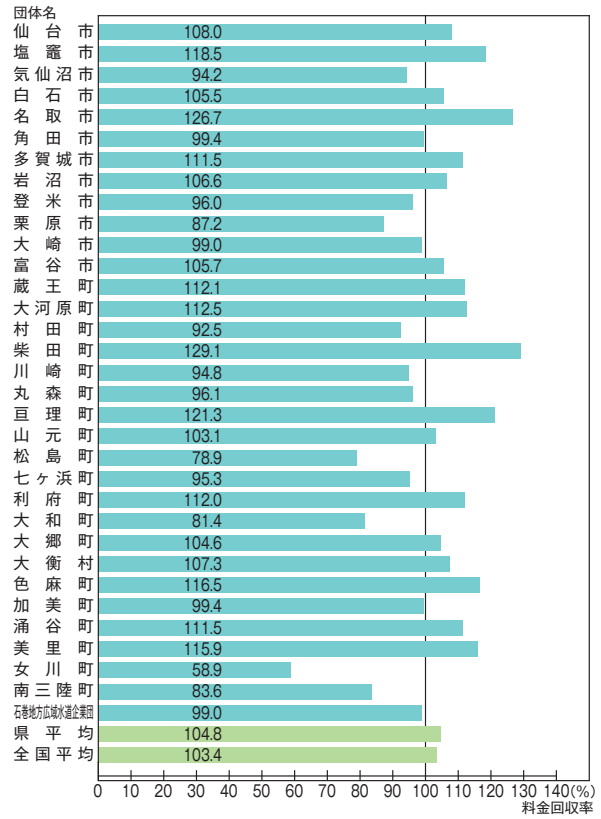
水道事業の経常収支比率

(上水道事業及び法適用簡易水道事業)

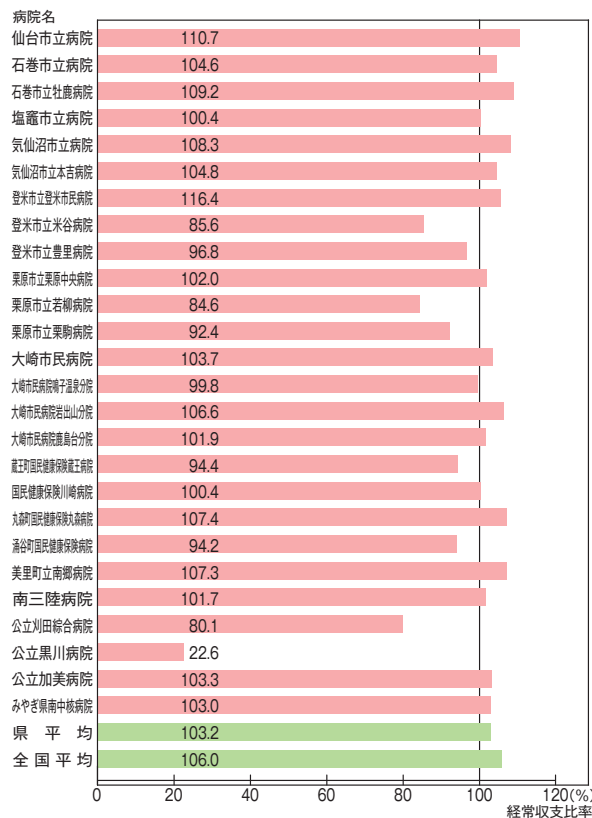


水道事業の料金回収率

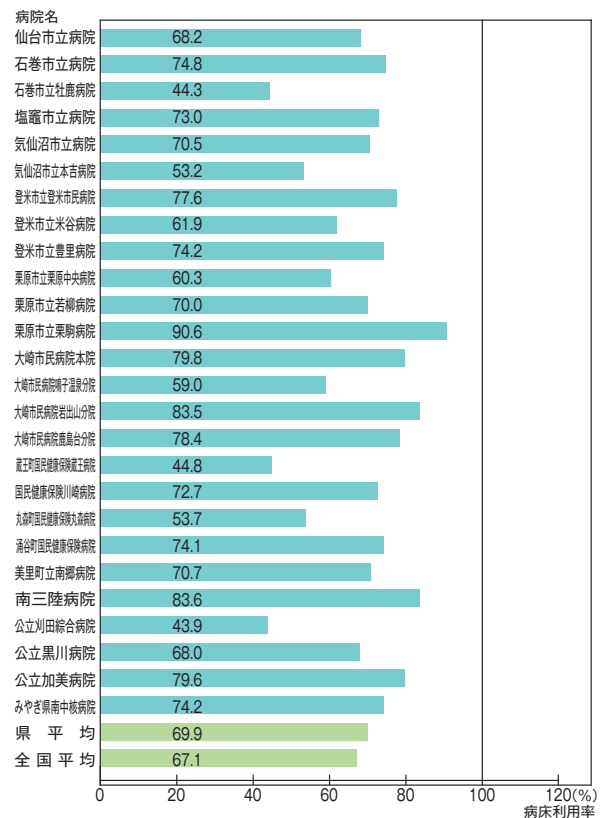
(上水道事業及び法適用簡易水道事業)



市町村立病院の経常収支比率

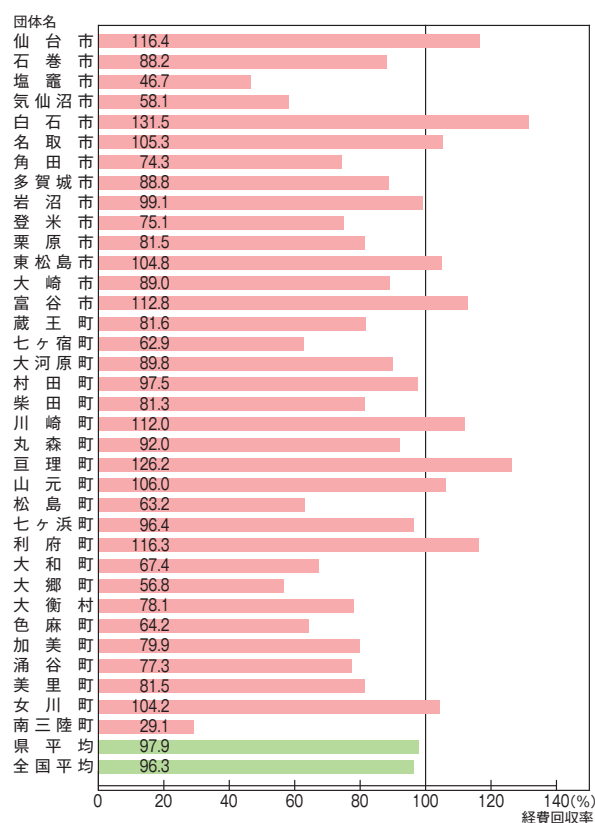


市町村立病院の病床利用率



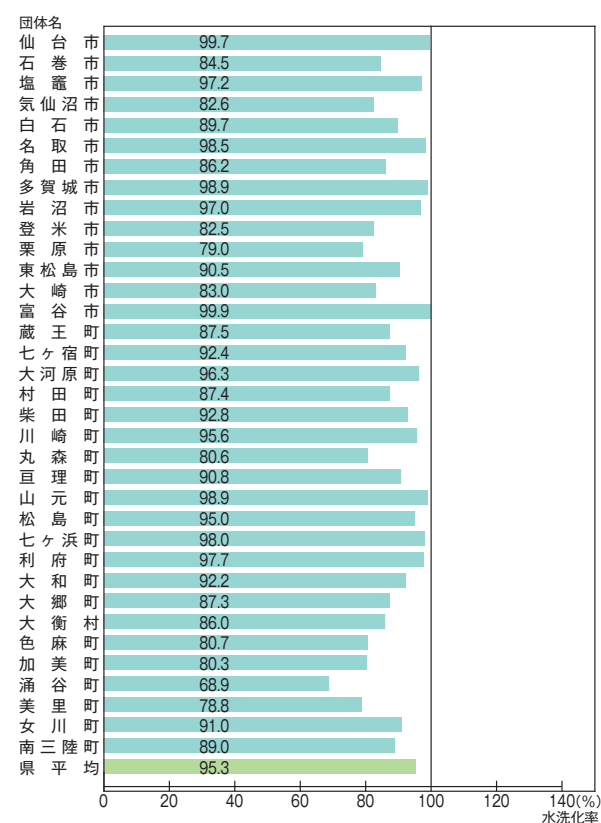
下水道事業の経費回収率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)



下水道事業の水洗化率

(特定公共下水道以外の全事業の数値を合算して算出したもの)



用語解説

経常収支比率 公営企業の分析に用いる指標の一つです。企業の経常的な活動における収益性を表し、100%で収支が均衡している状態であり、100%を割り込んでいる場合は費用が収益を上回る状態です。

$$\frac{\text{経常収益 (＝営業収益＋営業外収益)}}{\text{経常費用 (＝営業費用＋営業外費用)}} \times 100 (\%)$$

料金回収率 給水に係る費用が、どの程度給水収益で賄えているかを表した指標で、料金水準等を評価することが可能です。

$$\frac{\text{給水単価}}{\text{給水原価}} \times 100 (\%)$$

病床利用率 病院の施設が有効に活用されているか判断する指標です。なお、年延入院患者数は毎日24時現在の在院患者数と当日の退院患者数を加えたもので、年延病床数は医療法の規定に基づき許可を受けた病床数に入院診療日に乗じて得たものです。

$$\frac{\text{年延入院患者数}}{\text{年延病床数}} \times 100 (\%)$$

経費回収率 下水道事業の経営分析に用いる指標の一つで、汚水処理に要した経費（維持管理費及び資本費）に対して、どの程度料金収入で賄えているかを示したものです。一般的には供用開始から年数が経過すると加入者が増加するので、数値が高くなる傾向にあります。汚水処理の経費については、原則加入者からの料金収入によって賄うこととなっています。

$$\frac{\text{使用料単価 (＝料金収入÷年間有収水量)}}{\text{汚水処理原価 (＝(維持管理費＋資本費)÷年間有収水量)}} \times 100 (\%)$$

水洗化率 現在処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水処理している人口の割合を表した指標です。

$$\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}} \times 100 (\%)$$

注) 水洗化率の全国平均については算出されていないため、掲載していません。

第3章 地方公共団体財政健全化法

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算分から、各市町村は健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び各公営企業の資金不足比率を算定し、公表することとなりました。注）算定式については裏表紙参照

令和3年度決算に基づく算定の結果、健全化判断比率が早期健全化基準以上となった市町村はありませんでした。

実質赤字比率（早期健全化基準 11.25～15%、財政再生基準 20%）

赤字団体はありませんでした。

連結実質赤字比率（早期健全化基準 16.25～20%、財政再生基準 30%）

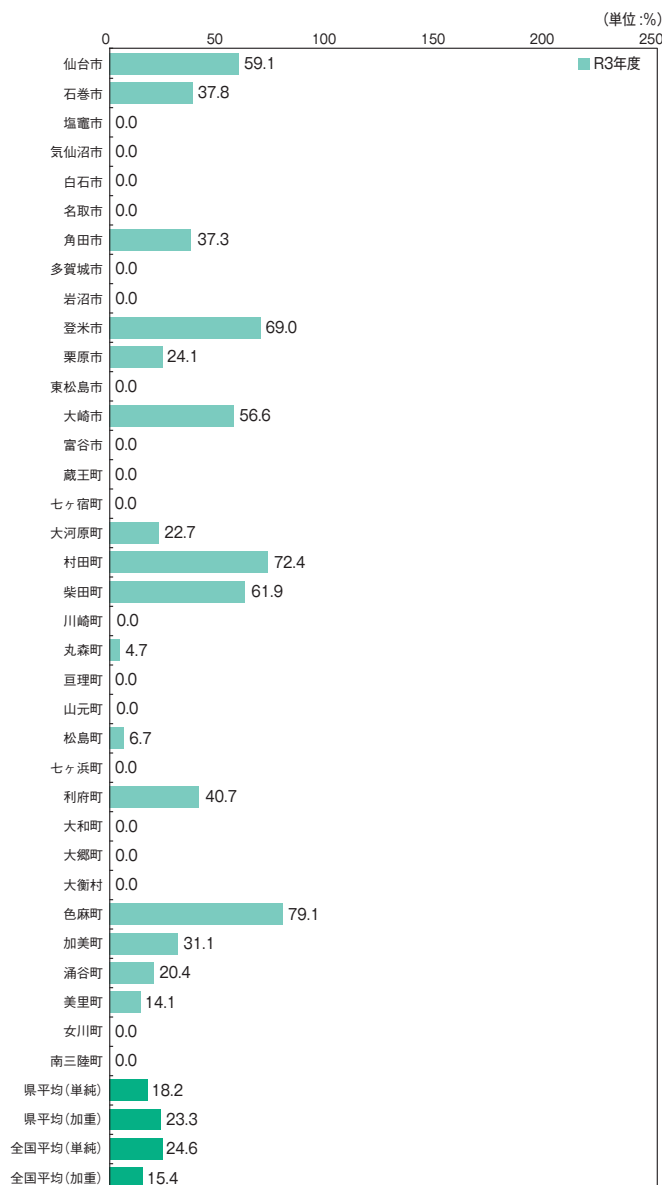
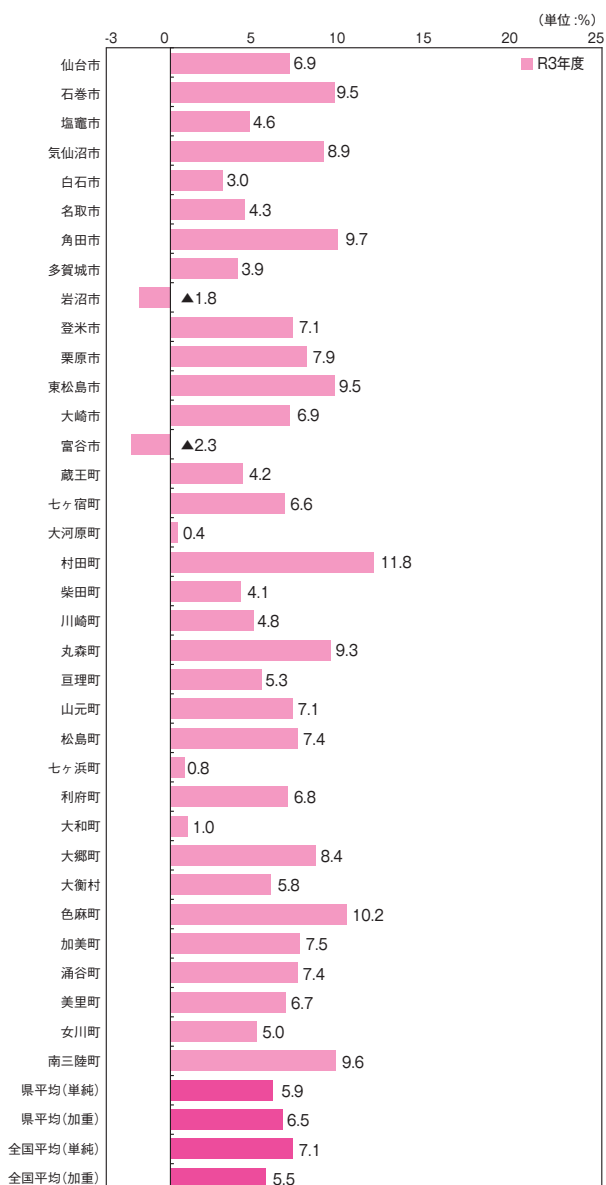
赤字団体はありませんでした。

実質公債費比率

（早期健全化基準 25%、財政再生基準 35%）

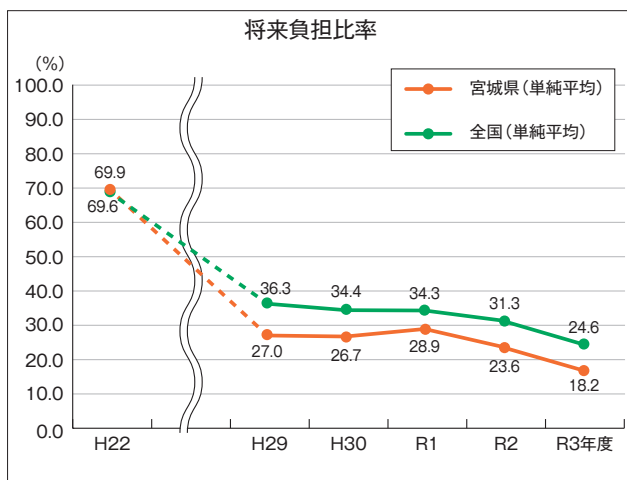
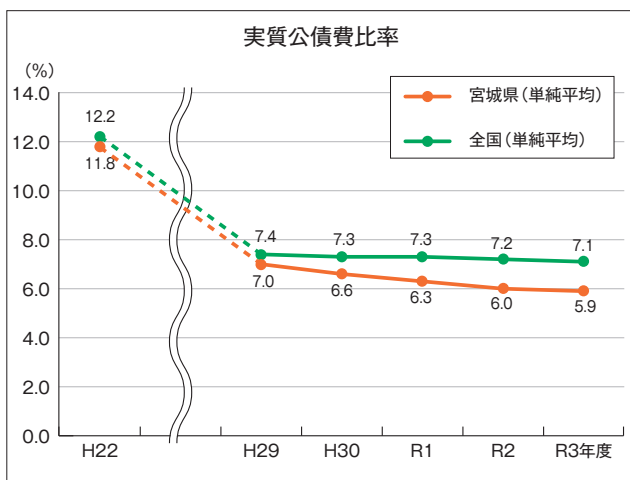
将来負担比率

（早期健全化基準 指定都市 400%、その他 350%）



注) 1. 棒グラフ及び表内の数値は令和3年度における数値を表しています。
 2. 単純平均の算出に当たり、充当可能財源が将来負担額より大きい団体は、将来負担比率を0として計算しています。

○実質公債費比率と将来負担比率の推移



資金不足比率（経営健全化基準 20%）

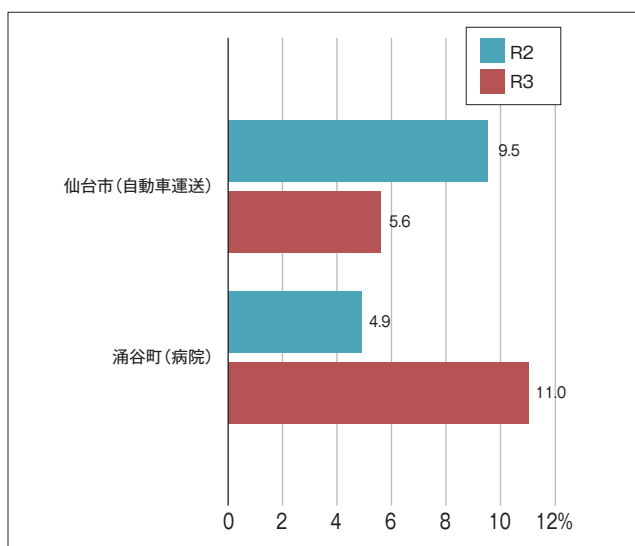
35市町村、5一部事務組合（企業団）の132会計のうち、資金不足比率が経営健全化基準を上回った会計はありませんでした。

なお、資金不足額があったのは2会計でした。

（単位：％、ポイント、千円）

団体名（会計区分）	資金不足比率			※参考 （R3資金不足額）
	R2	R3	増減	
仙台市(自動車運送)	9.5	5.6	▲3.9	300,275
涌谷町(病院)	4.9	11.0	6.1	185,399

○資金不足比率の増減



（参考）全国の都道府県・市区町村・一部事務組合の状況（令和3年度決算）

- ・ 経営健全化基準以上の公営企業会計は7会計（令和2年度決算：10会計）
→ 7会計の内訳：簡易水道事業1会計、交通事業3会計、病院事業1会計、下水道事業1会計、観光施設事業1会計
- ・ 資金不足額がある公営企業会計は44会計（令和2年度決算：49会計）

用語解説

地方公共団体の財政の健全化に関する法律 財政指標を整備してその公表の仕組みを設けるとともに、財政の早期健全化及び再生のための新たな制度を整備することを目的として制定された法律です。

実質赤字比率 一般会計等の実質収支（P.2参照）の赤字額（実質赤字額）が標準財政規模に占める割合を表す比率です。

連結実質赤字比率 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額及び資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。

実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

地方公共団体財政健全化法の実質公債費比率は、起債の許可を要する団体の判定に用いるために平成17年度決算分から算定している地方財政法の実質公債費比率と同じです。

将来負担比率 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に占める割合を表す比率です。

早期健全化基準 地方公共団体の財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標それぞれについて定められた数値です。

財政再生基準 財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の再生を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率の3指標それぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

資金不足比率 公営企業会計ごとの「資金不足額」が事業の規模に占める割合を表す比率です。「資金不足額」は、地方公営企業法適用企業では1年以内に支払うべきもの（流動負債）の額が、1年以内に換金できるもの（流動資産）の額を超える場合、その額（不良債務）を基本に算定します。地方公営企業法非適用企業では、一般会計等の実質赤字額と同様に算定します。

経営健全化基準 地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

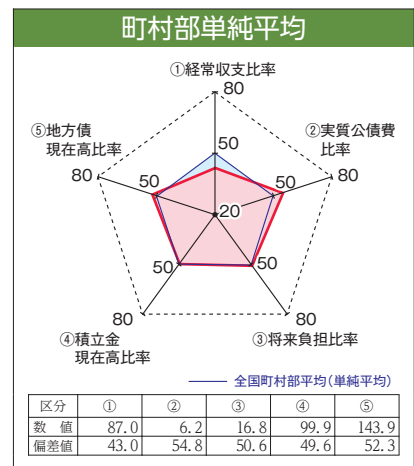
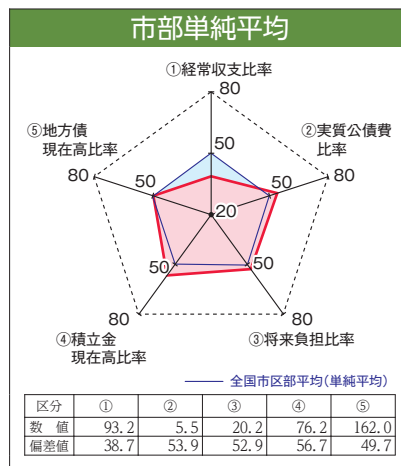
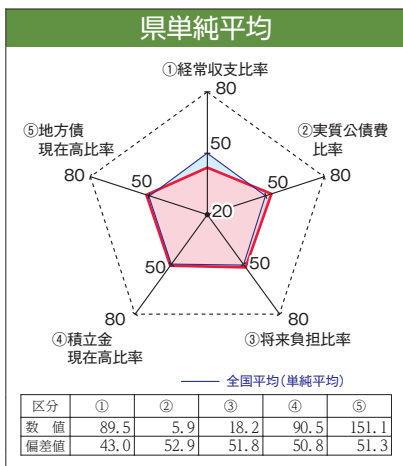
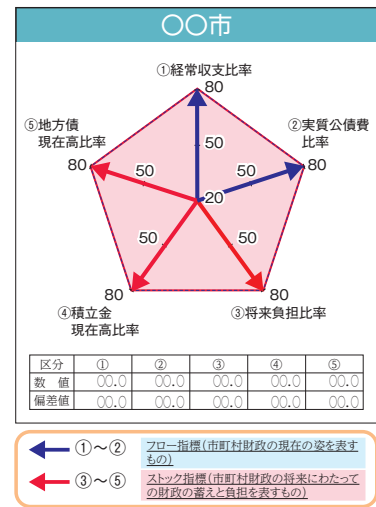
第2部 市町村ごとの財政指標

市町村ごとの財政指標を利用するに当たって

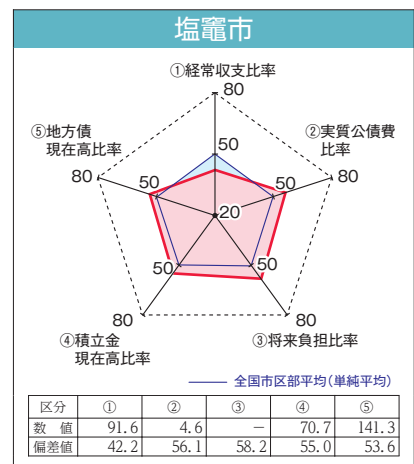
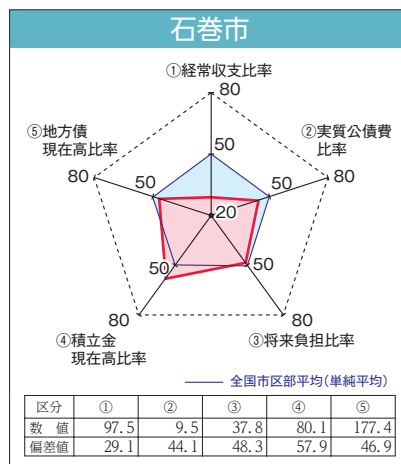
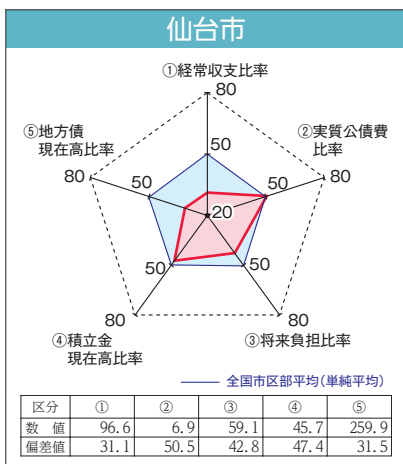
- ここでは、県内市町村の5種類の財政指標を偏差値で表し、それをレーダーチャートで示しています。
- 財政指標を見る場合は右記のイメージ図を参考にしてください。
- レーダーチャートは、線が外にあるほど財政状況が良いことを表しています。ただし、大きな五角形ができていても、財政上の問題が何もないということにはなりません。

特に、積立金現在高については、復旧・復興事業に要する費用等後年度に取り崩される金額も含めて算定されるため、復興交付金基金等の残高が大きい団体は、良く見えやすい点に注意が必要です。

(イメージ図)

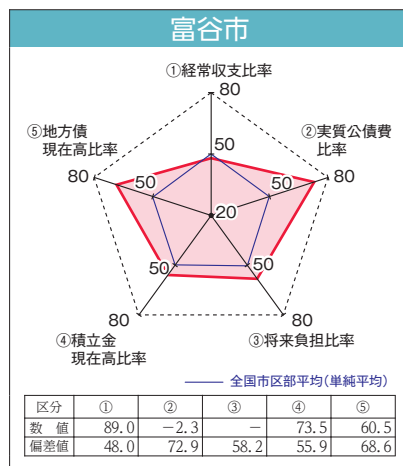
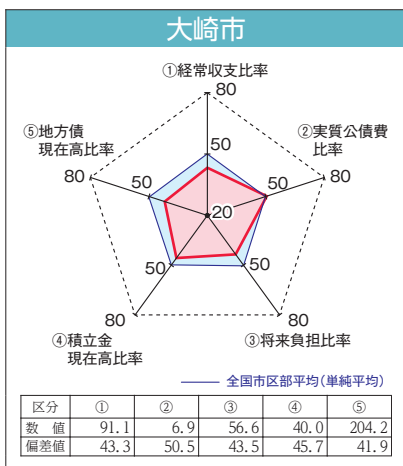
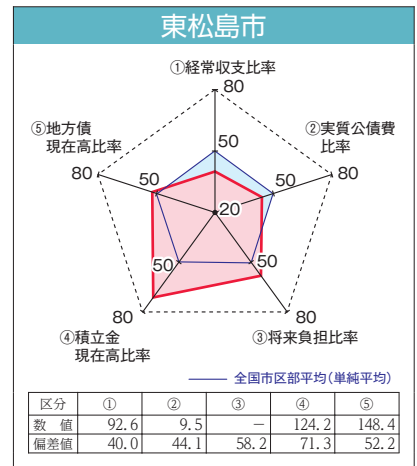
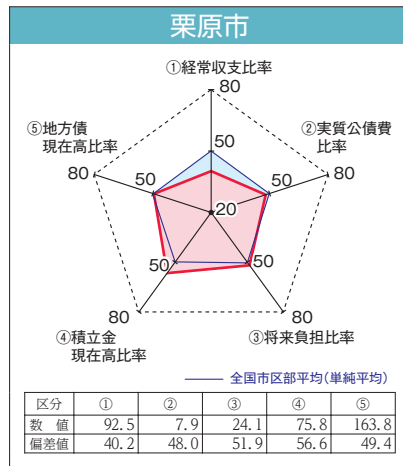
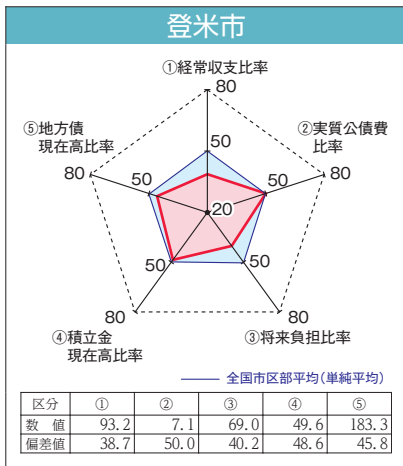
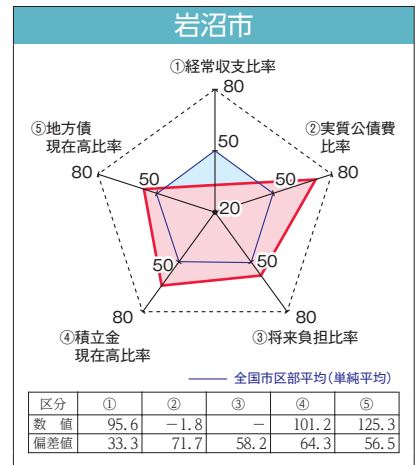
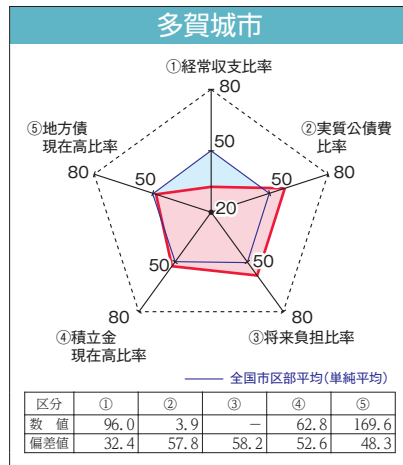
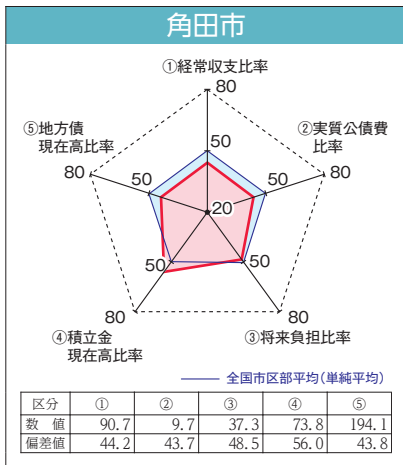
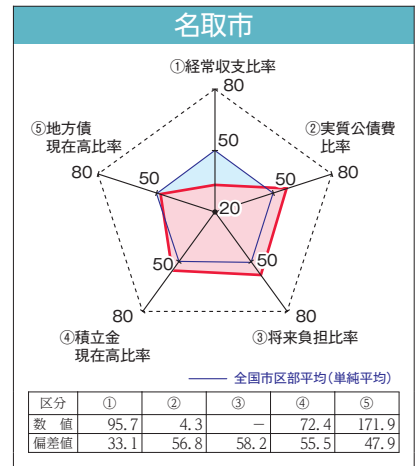
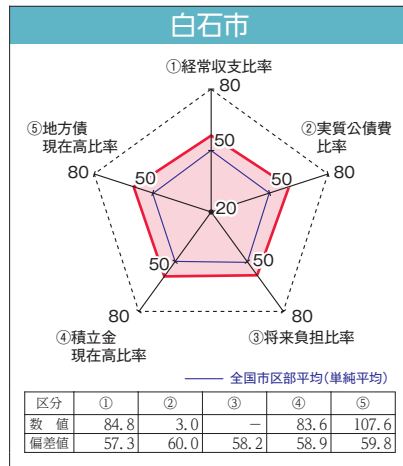
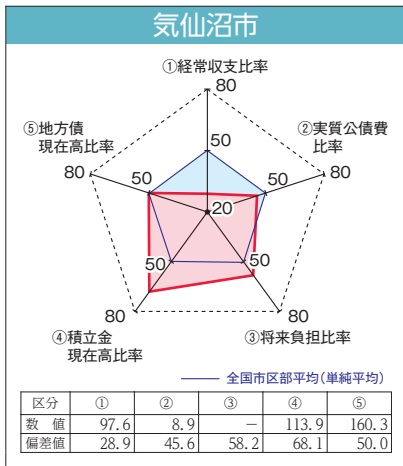


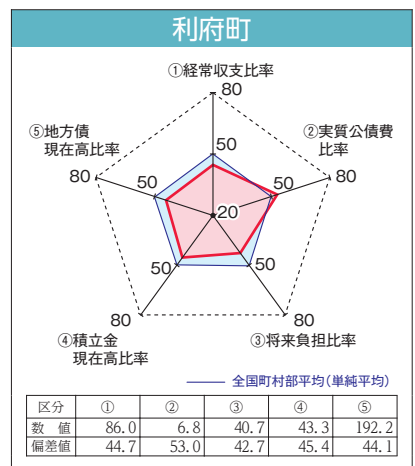
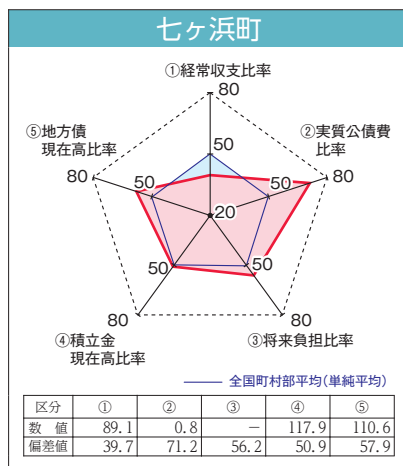
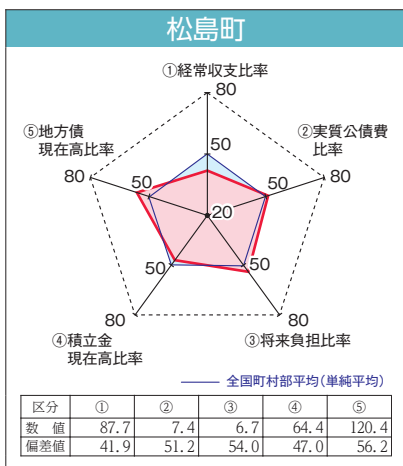
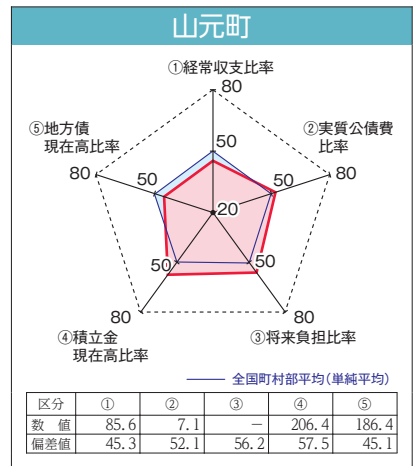
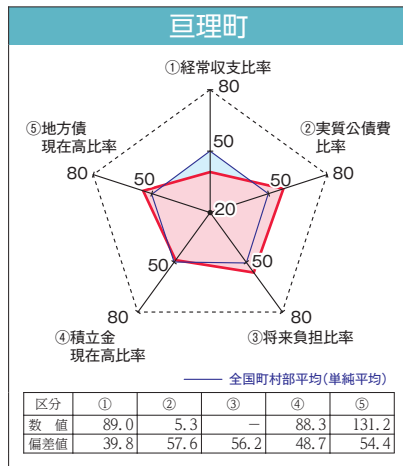
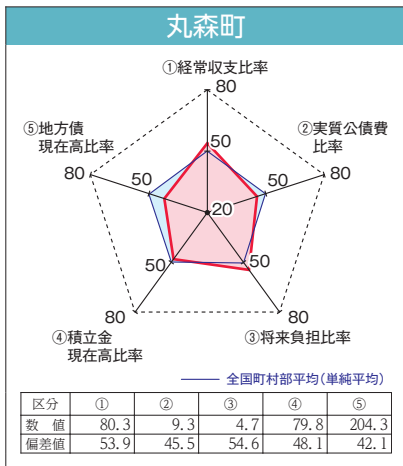
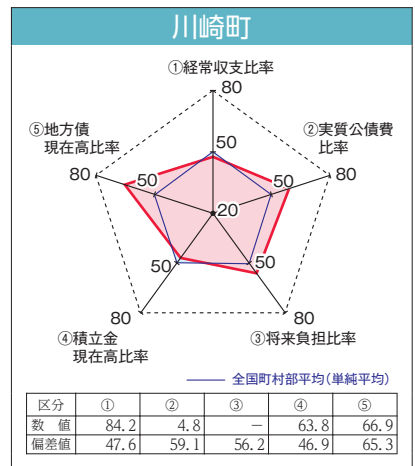
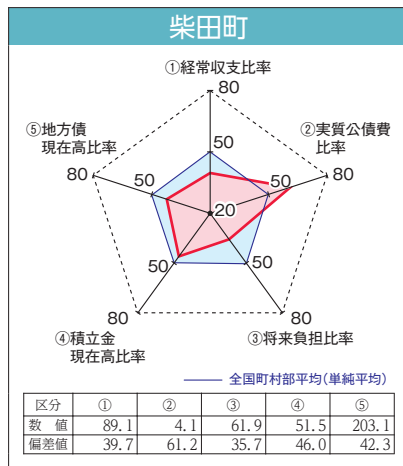
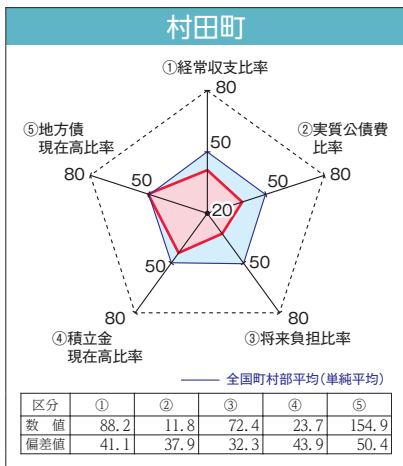
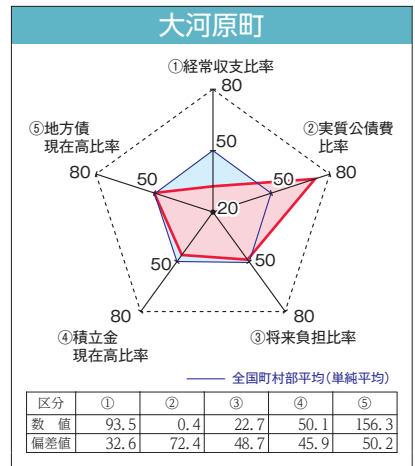
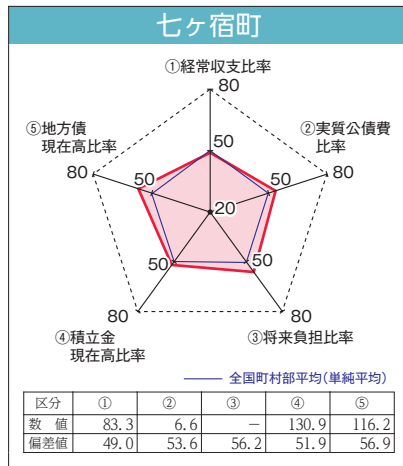
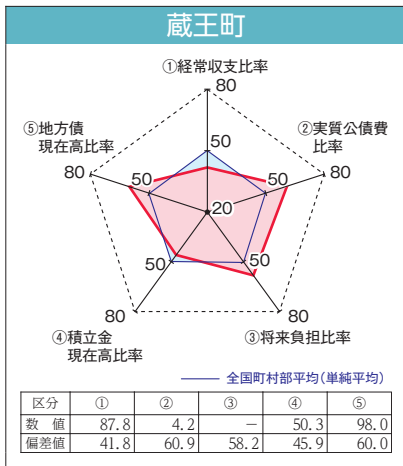
※赤色実線は令和3年度における当該市町村の偏差値を示しています。なお、青色破線で令和3年度における全国の市区または町村の単純平均の数値(すなわち偏差値50)を表し、各市町村の全国の市区または町村における相対的な位置づけを示しています。
 ※偏差値の算出にあたっては、健全化法上、将来負担比率が「- (ハイフン)」で表記される市町村においては、便宜上「0」と置換しています。

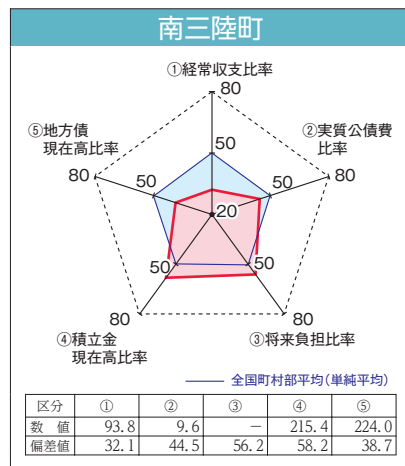
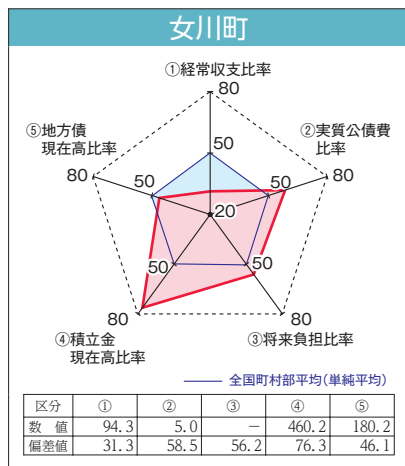
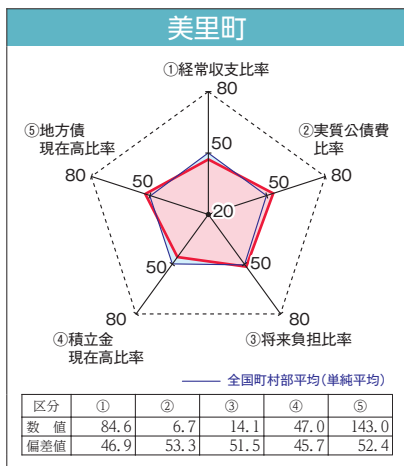
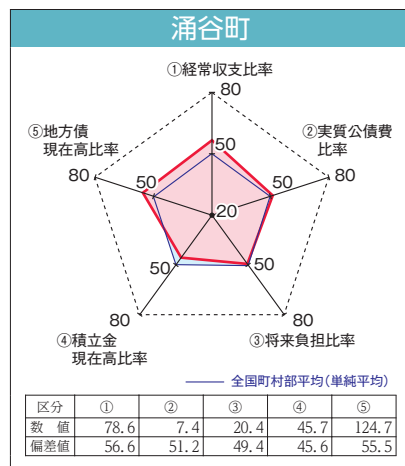
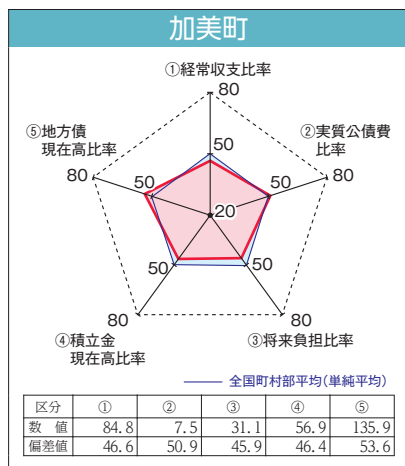
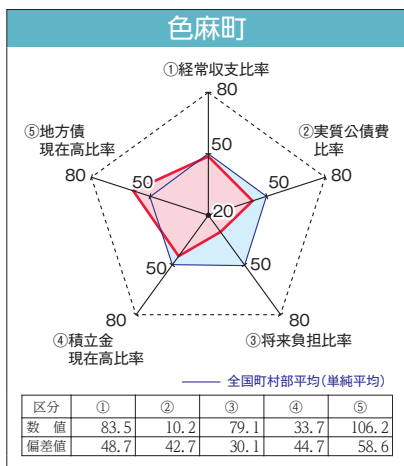
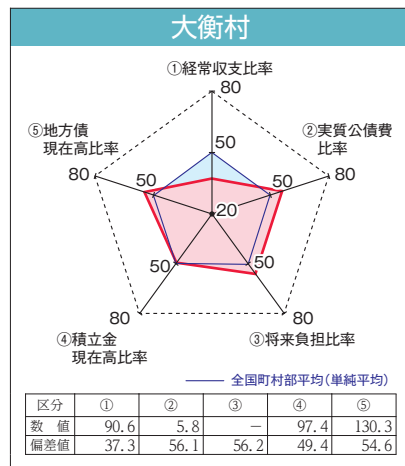
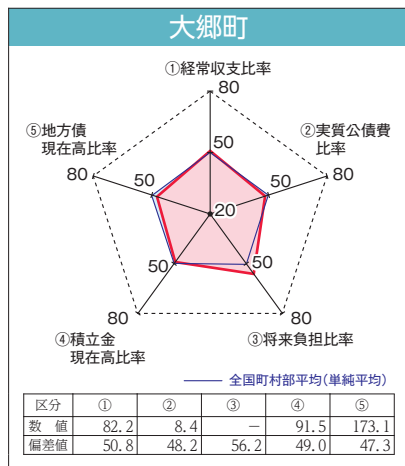
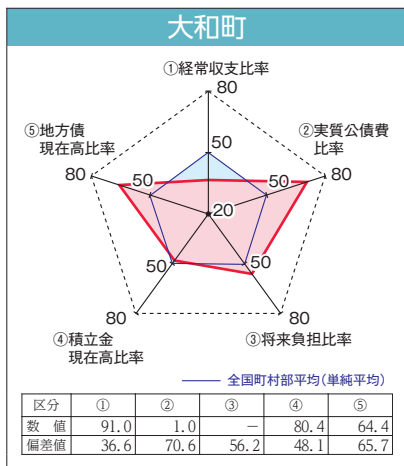


用語解説

地方債現在高比率 地方債現在高を標準財政規模で除して得た数値です。地方公共団体の財政の安定性を判断する指標の一つで、低いほど将来にわたる地方債の負担が小さいということがいえます。







健全化判断比率等算定式

市町村の場合	早期健全化基準	財政再生基準
○実質赤字比率	11.25～15% (標準財政規模に応じて)	20%
○連結実質赤字比率	16.25～20% (標準財政規模に応じて)	30%
○実質公債費比率	25%	35%
○将来負担比率	350% (指定都市400%)	—
○資金不足比率(公営企業)	20% (経営健全化基準)	—

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

○実質赤字＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

- ・繰上充用額＝歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
- ・支払繰延額＝実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
- ・事業繰越額＝実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}\{(イ+ロ)-(ハ+ニ)\}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

趣旨：全会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

- イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(元利償還金+準元利償還金)} - \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100 \text{の3カ年平均}$$

趣旨：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

○準元利償還金の内容

- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年当たりの元金償還相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還に充てたと認められるもの
- ③ 一部事務組合等への負担金・補助金のうち、一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の子

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \times 100$$

趣旨：一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

○将来負担額の内容

- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑧ 設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑨ 連結実質赤字額
- ⑩ 一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{公営企業の事業規模}} \times 100$$

趣旨：公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

○資金不足額

一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額

○事業の規模

料金収入など主たる営業活動から生じる営業収益等に相当する額



この冊子は600部作成し、
一部当たりの印刷単価は305円です。

編集・発行 宮城県総務部市町村課
電話：022-211-2336
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sichouson/>